

変更案

| | |
|---------|--------|
| 地域指定年度 | 昭和47年度 |
| 計画策定年度 | 昭和49年度 |
| 計画見直し年度 | 平成7年度 |
| | 平成13年度 |
| | 平成21年度 |
| | 平成27年度 |
| | 令和2年度 |

小山町農業振興地域整備計画書（案）

令和8年2月

静岡県駿東郡小山町

変更前（現在）

| | |
|---------|--------|
| 地域指定年度 | 昭和47年度 |
| 計画策定年度 | 昭和49年度 |
| 計画見直し年度 | 平成7年度 |
| | 平成13年度 |
| | 平成21年度 |
| | 平成27年度 |
| | |

小山町農業振興地域整備計画書（案）

令和3年3月

静岡県駿東郡小山町

第1 地域の振興方向

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|---|
| <p>1 農業振興の方向</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>小山町（以下「本町」という。）は、静岡県¹の東部に位置し、富士丹沢山系に囲まれている。比較的平坦な地形には水田が広がり、標高 300～800mの間の傾斜地には、畑地が散在している。本町では、これらの農地を基盤として、水稻を中心に大豆、いも類、野菜、茶等の多種多様な農作物が栽培されている。</p> <p>水稻は、うるち米ではコシヒカリ、もち米では峰の雪もちを中心に栽培されている。また、水稻の裏作として水かけ菜の栽培が盛んであり、本町の特産物となっている。</p> <p>一方、畑地は浸食性の高い富士火山灰に覆われ、農作物の生育はあまり良くない。また、河川が複雑な地形を刻んだ急傾斜地が多く、小区画不整形で機械の導入等の困難な農地や、農道・水路等の整備が必要な農地も多い。</p> <p>本町は小規模兼業農家が多く、農家数は令和2年現在 651 戸、経営耕地面積 1ha 未満の農家が 8 割を超えている。さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農家数は年々減少し、兼業化が進行するとともに、担い手不足も深刻化している。</p> <p>また、近年はほ場整備を実施した地区を中心に、農地バンク事業を活用した集積が進んでいる。しかし、ほ場整備の未整備地区など耕作条件が悪い農地を中心に遊休農地が増加傾向にあるため、その対策が必要となっている。</p> <p>こうした状況の中、湯船原地区では、町外から参入した農業法人による新たな大型施設園芸団地の整備が進められており、町内における農業の多様化が期待される。</p> <p>本町は、このような農業・農村を巡る多くの課題に直面しており、さらに、安全・安心な食料の安定供給や環境への配慮、消費者視点の一層の重視、担い手に特化した政策への対応など、大きな変革期を迎えている。</p> <p>(2) 今後の方向</p> <p>本町では、今後も基幹作物である水稻、特に「ごてんぼこしひかり」「峰の雪もち」のブランド化を、富士伊豆農業協同組合と協力して推進し、米価向上を目指していく。さらに水稻を中心とした複合的農業経営の推進に向け、ほ場整備、農道、用排水路等の基盤整備を計画的に実施する。また、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画（以下「地域計画」という）を踏まえ農地バンク事業等により農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手の育成や集落営農の組織化、法人化への誘導等を図る。さらに、道の駅の農産物直売所や、隣接する御殿場市の農産物直売所（ファーマーズマーケット）での野菜販売の充実が求められている現状を踏まえ、水かけ菜に加えて、わさび・いも類・トマト・リーフレタス等を地域特産物として位置づけ、安定した収量・品質の向上、作付面積の拡大等に取り組む。</p> <p>優良農地は、農業生産の基礎であり、国土の保全、環境の保全など多面的機能を有するため、当該農地の確保を図ることを基本とし、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。</p> <p>また、本町では令和 4 年 3 月にゼロカーボンシティ宣言を行い、脱炭素社会に向けて 2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した。今後は再生可能エネルギーを活用した産業整備事業など、持続可能な社会に向けた取組の中で、環境保全型農業を推進するとともに、他産業との連携により、地元での生産・加工・販売・消費による 6 次産業化及び循環型経済の確立に努める。</p> <p>さらに、居住環境の整備による定住条件の確保に努めるとともに、首都圏に近い立地や富士箱根の美しい景観をいかした都市農村交流を推進する。</p> | <p>1 農業振興の方向</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>小山町（以下「本町」という。）は、静岡県¹の東部、富士丹沢山系に囲まれ、比較的平坦地が水田地帯に、標高 300～800mの間の傾斜地に畑地が散在している。本町では、これらの農地を基盤として、水稻を中心に大豆、いも類、野菜、茶等の多種多様な農作物が栽培されている。</p> <p>水稻は、うるち米がコシヒカリ、もち米が峰の雪もちを中心に栽培されている。また、水稻の裏作として水かけ菜の栽培が盛んであり、本町の特産物となっている。</p> <p>一方、畑地は浸食性の高い富士火山灰に覆われ、農作物の生育はあまり良くない。また、河川が複雑な地形を刻んだ急傾斜地が多く、小区画不整形で機械の導入等の困難な農地や農道・水路等の整備の必要な農地も多い。</p> <p>農家数は、令和 2 年現在 704 戸で小規模兼業農家が多く、経営耕地面積 1ha 未満の農家が 8 割を超えている。さらに、農業従事者の高齢化や後継者不足等により、農家数は年々減少し、兼業化が進行するとともに、担い手不足も深刻化している。</p> <p>また、農地の資産的保有志向も依然として強いが、近年はほ場整備を実施した地区を中心に農地中間管理（農地バンク）事業を活用した集積が進んでいる。しかしながらほ場整備の未整備地区などの耕作条件が悪い農地を中心に遊休農地が増加傾向にあるため、その対策が必要となっている。</p> <p>このような中、湯船原地区において、町外からの農業法人の参入による新たな大型施設園芸団地の整備が進められており、町内における農業の多様化が期待される。</p> <p>本町は、このような農業・農村を巡る多くの課題に加え、安全・安心な食料の安定供給や環境への配慮、消費者視点の一層の重視、担い手に特化した政策への対応など、大きな変革期を迎えている。</p> <p>(2) 今後の方向</p> <p>本町では、今後も基幹作物である水稻、特に「ごてんぼこしひかり」のブランド化を御殿場農業協同組合と協力して推進し、米価向上を目指していく。さらに水稻を中心とした複合的農業経営を推進するため、ほ場整備、農道、用排水路等の基盤整備を計画的に実施する。また、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等により農地の集積・集約化を促進するとともに、担い手の育成や集落営農の組織化、法人化への誘導等を図る。さらに、道の駅の農産物直売所や隣接の御殿場市にオープンした農産物直売所（ファーマーズマーケット）で販売する野菜の充実が求められていることもあり、水かけ菜に加えて、わさび・豆類・トマト等を地域特産物として位置づけ、安定した収量・品質の向上、作付面積の拡大等に取り組む。</p> <p>優良農地は、農業生産の基礎であり、国土の保全、環境の保全など多面的機能を有するため、当該農地の確保を図ることを基本に、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努める。</p> <p>併せて、環境保全型農業を推進するとともに、他産業との連携により、地元での生産・加工・販売・消費による 6 次産業化及び循環型経済の確立に努める。</p> <p>さらに、居住環境の整備による定住条件の確保に努めるとともに、首都圏に近い立地条件や富士箱根の美しい景観をいかしたグリーン・ツーリズムを推進する。</p> |

ア 優良農地の確保・保全

- ・多面的機能を有する優良農地の確保、保全を図りつつ、農村地域の秩序ある土地利用の形成を推進する。
- ・農地等を保全するための地域の共同活動や、水路、農道の長寿命化等の取組への支援等により、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努めていく。

イ 農業生産基盤の整備

- ・用排水施設が未整備で不整形な水田も一部に残されていることから、営農の効率化とともに担い手への農地集積を促進するため、水田等の区画整理を推進する。
- ・老朽化等により機能低下している土地改良施設は、適切な更新整備により機能の維持を図る。

ウ 担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、関係機関との連携のもと、他産業従事者なみの所得及び働き方改革に沿った労働環境の整備等によって農業に取り組みやすい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに、研修会の実施等を通じて、高度な技術、経営能力の養成を図る。
- ・地域計画を踏まえた農地バンク事業等を活用し、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の受委託を促進する。
- ・認定農業者制度の有効活用を図り、これまで以上に個別経営については、認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地域では集落営農の組織化、法人化を進める。
- ・認定新規就農者制度を活用し、新たに農業を始める者に対し、重点的に支援措置を講じることで、地域の担い手不足の解消や、荒廃農地の発生抑制を図る。

エ 消費者ニーズへの対応

- ・農産物の高品質化と消費拡大を促進し、「ごてんばこしひかり」等の農産物のブランド化や6次産業化を推進する。
- ・消費者の健康志向等のニーズに的確に対応した売れる農産物づくりを推進する。
- ・各種イベントや学校給食への提供、食育活動、道の駅や農産物直売所の活用等により地産地消を推進し、食や農への関心を高め、生産者と消費者との良好な関係作りを進める。また、ふるさと納税返礼品としての地場産品充実など、販路拡大を推進する。
- ・減農薬・減化学肥料栽培への支援、堆肥供給システムの研究などによる環境保全型農業の推進に加え、生産履歴などの情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの導入等を推進し、安全・安心な農産物の生産・供給を図る。

ア 優良農地の確保・保全

- ・多面的機能を有する優良農地の確保、保全を図りつつ、農村地域の秩序ある土地利用の形成を推進する。
- ・農地等を保全するための地域の共同活動や、水路、農道の長寿命化等の取組への支援等により、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努めていく。

イ 農業生産基盤の整備

- ・用排水施設が未整備で不整形な水田も一部に残されていることから、営農の効率化とともに担い手への農地集積を促進するため、水田等の区画整理を推進する。
- ・老朽化等により機能低下している土地改良施設は、適切な更新整備により機能の維持を図る。

ウ 担い手の育成・確保

- ・農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、効率的かつ安定的な経営体を育成するため、関係機関との連携のもと、他産業従事者なみの所得及び働き方改革に沿った労働環境の整備等によって農業に取り組みやすい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに、研修会の実施等によって高度な技術、経営能力の養成を図る。
- ・**人・農地プラン**を踏まえた**農地中間管理**（農地バンク）事業等を活用し、担い手への農地の利用集積を進めるとともに、農作業の受委託を促進する。
- ・認定農業者制度の有効活用を図り、これまで以上に個別経営については、**可能な限り**認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地域では集落営農の組織化、法人化を進める。

エ 消費者ニーズへの対応

- ・農産物の高品質化と消費拡大を促進し、「ごてんばこしひかり」等の農産物のブランド化や6次産業化を推進する。
- ・消費者の健康志向等のニーズに的確に対応した売れる農産物づくりを推進する。
- ・各種イベントや学校給食への提供、食育活動、道の駅や農産物直売所の活用等により地産地消を推進し、食や農への関心を高め、生産者と消費者との良好な関係作りを進める。
- ・減農薬・減化学肥料栽培への支援、堆肥供給システムの研究などによる環境保全型農業の推進に加え、生産履歴などの情報を消費者に提供するトレーサビリティシステムの導入等を推進し、安全・安心な農産物の生産・供給を図る。

オ みどりの食料システム戦略の推進

- ・食料・農林業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する国の「みどりの食料システム戦略」に沿った取り組みを推進する。同戦略では、2050（令和32）年までに目指す姿として、①農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減、③輸入原料等からなる化学肥料の使用量を30%低減、④有機農業の面積割合を25%(100万ha)に拡大などを目標として掲げている。
- ・地域で生み出される有機廃棄物の堆肥化を進め、地域内の資源循環型農業を推進する。
- ・米づくりに関しては、環境にやさしいエコ米の取り組みを進め、高付加価値化と消費者に求められる美味しい米づくりを推進する。
- ・地元農作物の生産面での支援、学校給食への食材の提供や食育活動、ふるさと納税返礼品としての地場産品充実などにより、町内農産物の地産地消を推進する。
- ・自動水管理システムやドローン等の活用による農作業の省力化など、スマート農業の研究・検討を推進する。

カ 集落環境の整備

- ・美しい自然、田園環境・景観を保全しつつ、集落道、農村公園をはじめとした生活環境施設の適切な維持管理により、定住条件の確保を図る。
- ・木質バイオマスを活用し、二酸化炭素の排出量削減のほか、農林業などの地域経済の維持・活性化を推進していく。

キ 交流型農業の振興

- ・多彩な地域資源等を活用し、農村活性化センター「ふじあざみ」や道の駅「ふじおやま」「すばしり」を拠点として都市との交流促進を図る。
- ・町民が身近に農業とふれあい、地域農業への理解を深めることができるよう、市民農園の活用を推進する。
- ・首都圏に近い立地条件を活かし、美しい田園環境とあわせた体験農園や農業体験により都市農村交流を推進し、関係人口の創出と移住の促進を図る。
- ・農産物や銘菓などの小山町ブランドを充実させ、統一ロゴを使用してPRする。道の駅や足柄SAなどに特産品販売コーナーを設置するほか、商工会のホームページやSNSを活用して全国に販路を拡大する。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本町では、昭和47年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に農業振興地域整備計画を策定した。その後の農業情勢の変化、都市的土地利用の増加等に対応すべく、平成7年度、13年度、21年度、27年度、令和2年度に定期変更を実施し、毎年随時変更により個別の土地需要等に対応している。

しかし、近年の都市化・情報化の進展をはじめ、農業や農村を取り巻く社会的・経済的情勢は大きく変化している。これに伴って、本町の産業構造も第1次産業から第2次・第3次産業主体へと徐々に移行しつつあり、農業就業者の減少や遊休農地の増加等が進行している。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、「静岡県農業振興地域整備基本方針」や町の総合計画その他諸計画との整合をとるため、総合的に見直すものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画では、農業委員会サポートシステムを活用した土地利用現況調査等により農用地の利用実態を把握した上で、農地法や農業振興地域の整備に関する法律の改正による転用規制の厳格化や、集団的農用地の規模基準の引き下げ等を踏まえつつ、本町の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定する。

一方、農用地利用計画以外の計画においては、基幹作物である水稻を中心とした農業の振興を図るため、農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成・確保、農用地の保全などを推進することとした。

オ 集落環境の整備

- ・美しい自然、田園環境・景観を保全しつつ、集落道、農村公園をはじめとした生活環境施設の適切な維持管理により、定住条件の確保を図る。
- ・木質バイオマスを活用し、二酸化炭素の排出量削減のほか、農林業などの地域経済の維持・活性化を推進していく。

カ 交流型農業の振興

- ・多彩な地域資源等を活用し、農村活性化センター「ふじあざみ」や道の駅「ふじおやま」「すばしり」を拠点として都市との交流促進を図る。
- ・町民が身近に農業とふれあい、地域農業への理解を深めることができるよう、市民農園の活用を推進する。
- ・首都圏に近い立地条件を活かし、美しい田園環境とあわせた体験農園等の活用により、グリーン・ツーリズムを推進する。
- ・東名高速足柄SA周辺に建設予定の大型リゾートホテル(アクアイグニス)内に農産物販売所も設置される計画であるので、首都圏等からの宿泊客に小山町の農産物をPRしていく。

2 農業振興地域整備計画の特色

(1) 経過と変更の理由

本町では、昭和47年度に農業振興地域の指定を受け、昭和49年度に農業振興地域整備計画を策定し、その後の農業情勢の変化、都市的土地利用の増加等に対応すべく、平成7年度、13年度、21年度、27年度に定期変更を実施するとともに、毎年随時変更により個別の土地需要等に対応してきている。

しかし、近年の都市化・情報化の進展をはじめ農業や農村を取り巻く社会的・経済的情勢は大きく変化し、これに伴って第1次産業から第2次・第3次産業主体へ本町の産業構造も少しずつ変化し、農業就業者の減少や遊休農地の増加等が進行している。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、「静岡県農業振興地域整備基本方針」や町の総合計画その他諸計画との整合をとるため、総合的に見直すものである。

(2) 計画の特色

農用地利用計画では、農地情報公開システムを活用した土地利用現況調査等により農用地の利用実態を把握した上で、農地法や農業振興地域の整備に関する法律の改正による転用規制の厳格化や、集団的農用地の規模基準の引き下げ等を踏まえつつ、本町の農業の発展につながる適正な土地利用計画として策定する。

一方、農用地利用計画以外の計画では、基幹作物の水稻を中心とした農業の振興を図るため、農業生産基盤の整備を推進するとともに、担い手の育成・確保や、農用地の保全などを推進することとした。

変 更 案

変 更 前 (現 在)

第2 農用地利用計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|--|
| <p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>本町は静岡県の北東端に位置し、東を神奈川県に、北西を山梨県に接している県境の町である。</p> <p>北西端は富士山頂まで達しており、富士山を頂点とした富士外輪状の三国山系と、北東方は丹沢山地、東南方は箱根外輪山・足柄山嶺にとり囲まれた東西に長く伸びた町である。河川は源を富士・箱根山麓に発する鮎沢川が、馬伏川、須川、野沢川を合して東に流れ、酒匂川となって相模湾にそそいでおり、比較的水利に恵まれている。</p> <p>標高の最高は富士山の3,776mだが、市街地・農耕地は、海拔およそ300mから800mの間の平坦地、緩傾斜地帯に位置する。そのため、東海地方にありながら夏も比較的過ごしやすい気候で、年間平均気温は15.3℃、年間降水量は約2,618mmとなっている。(資料：令和6年度版小山町の統計)</p> <p>道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道246号の他、国道138号、東富士五湖道路や県道8路線などを主要幹線とし、これらに連絡する主要町道によって構成されている。また、平成24年4月に新東名高速道路の県内区間が一部開通し、本町の通過区間についても令和9年度の供用開始を目指し整備が進んでいる。</p> <p>鉄道は、国道246号と平行してJR御殿場線が通っており、小田急小田原線の相互乗り入れにより、新宿駅に直結するなどの利便性を有している。</p> <p>古くから交通の要衝の地である本町は、徒歩による移動が主だった時代には街道の宿場町として繁栄し、鉄道に比重が移った時代には駅周辺が活性化し、さらに自動車交通が主流になった現代では、国道246号、国道138号といった幹線道路沿道への建物立地が進むなど、交通機関の変遷に大きな影響を受けながら発達してきた。また、首都圏に近い立地条件を活かし、ゴルフ場や富士スピードウェイ、富士霊園といった大規模施設に加え、富士小山工業団地やハイテクパーク富士小山工業団地等の整備とともに、東富士リサーチパークや富士小山わさび平への企業の研修所・保養所等の立地を促進してきたところである。</p> <p>今後は、新東名高速道路などの広域交通の整備促進とあわせ、企業の研究・開発機関の誘致、富士山の世界文化遺産登録を契機とした既存の観光機能の充実や新たな観光・レクリエーション機能の創出など、首都圏への近接性と交通利便性を活かしたまちづくりが必要となっている。</p> <p>そのため、新東名高速道路の通過点となる、(仮称)小山PA周辺地区、湯船原地区、富士わさび平地区、そして、東名高速道路の足柄SA周辺地区の5か所では、フロンティアを拓く取組として、防災機能の強化と産業基盤の構築等を推進する。この取組の中で、地場産品販売所の設置や自動車関連産業の集積、木質バイオマス発電所の建設や次世代園芸施設の整備、工業用地の創出、住宅団地の整備等を進めていく。また、防災・減災と環境保全の観点から新たな開発を抑制しつつ地域の活性化を図り、自然環境や農村生活環境との調和を基調とした産業基盤整備を進めていく。</p> <p>農業振興地域は、市街化区域及び国有林地、企業宅地、東富士演習場、ゴルフ場敷地を除いた約4,885haが指定されている。その土地利用の現状は、農用地面積約836ha(17.1%)、森林原野約3,703ha(75.8%)、その他約315ha(6.5%)となっている。</p> <p>今後は、優良農地の確保・保全を基本として、フロンティアを拓く取組をはじめ、地域の振興上必要な様々な計画との調整に留意しつつ、総合的かつ計画的な土地利用を推進する方針である。</p> <p>農地に関しては、多面的機能の発揮と重点作目である水稻を中心とした農業の振興を図るため、地域の実情に即した区画整理や農道、用排水路などの農業生産基盤の整備等を進めるとともに、農地の集積・集約化や高度利用等を推進し、その保全と有効利用を図っていく。一方、世界文化遺産に登録された富士山の景観を活かした魅力的な農村づくりとともに、都市農村交流を推進し、地域の活性化を図っていく。また近年問題となっているシカやイノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害を軽減するために、地元猟友会と協力して駆除に努め</p> | <p>1 土地利用区分の方向</p> <p>(1) 土地利用の方向</p> <p>ア 土地利用の構想</p> <p>本町は、静岡県北東端に位置し、東を神奈川県、北を山梨県に接する県境の町である。</p> <p>地形は、周囲を富士丹沢山系に囲まれた盆地状をなしており、河川は鮎沢川、佐野川、須川、野沢川等が流れ、比較的水利に恵まれている。</p> <p>市街地・農地は、海拔およそ250mから800mの間の平坦地、緩傾斜地帯に位置する。そのため、東海地方にありながら夏も比較的過ごしやすい気候で、年間平均気温は13.8℃、年間降水量は約1,660mmとなっている。(資料：平成25年度版小山町の統計)</p> <p>道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道246号の他、国道138号、東富士五湖道路や県道8路線などを主要幹線とし、これらに連絡する主要町道によって構成されている。また、平成24年4月に新東名高速道路の県内区間が一部開通し、本町の通過区間についても令和5年の開通を目指し整備が進んでいる。</p> <p>鉄道は、国道246号と平行してJR御殿場線が通っており、小田急小田原線の相互乗り入れにより、新宿駅に直結するなどの利便性を有している。</p> <p>古くから交通の要衝の地である本町は、徒歩による移動が主だった時代に街道の宿場町として繁栄し、鉄道に比重が移った時代に駅周辺が活性化し、さらに自動車交通が主流になった現代、幹線道路である国道246号、国道138号沿道への建物立地が進むなど、交通機関の変遷に多大な影響を受けて発達してきている。また首都圏に近い立地条件をいかして、ゴルフ場や富士スピードウェイ、富士霊園といった大規模施設に加え、富士小山工業団地やハイテクパーク富士小山工業団地等の整備とともに、これまで、東富士リサーチパークや富士小山わさび平への企業の研修所・保養所等の立地を促進してきたところである。</p> <p>そして今後も本町は、新東名高速道路などの広域交通の整備促進とあわせ、企業の研究・開発機関の誘致、富士山の世界文化遺産登録を契機とした既存の観光機能の充実や新たな観光・レクリエーション機能の創出など、首都圏への近接性と交通利便性を活かしたまちづくりが必要となっている。</p> <p>そのため、新東名高速道路の通過点となる、(仮称)小山PA周辺地区、湯船原地区、富士わさび平地区、そして、東名高速道路の足柄SA周辺地区の5か所では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組として、防災機能の強化と産業基盤の構築等を推進する。この取組の中で、地場産品販売所の設置や自動車関連産業の集積、木質バイオマス発電所の建設や次世代園芸施設の整備、工業用地の創出、住宅団地の整備等を進め、防災・減災と地域の活性化を図っていく。</p> <p>農業振興地域は、市街化区域及び国有林地、企業宅地、東富士演習場、ゴルフ場敷地を除いた約4,885haが指定されている。その土地利用の現状は、農用地面積約832ha(17.0%)、森林原野約3,707ha(75.9%)、その他約323ha(6.6%)となっている。</p> <p>今後は、優良農地の確保・保全を基本として、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組をはじめ、地域の振興上必要な様々な計画との調整に留意しつつ、総合的かつ計画的な土地利用を推進する方針である。</p> <p>農地に関しては、多面的機能の発揮と重点作目である水稻を中心とした農業の振興を図るため、地域の実情にあった区画整理や農道、用排水路などの農業生産基盤整備等とともに、農地の集積・集約化、高度利用等を推進し、その保全と有効利用を図っていく。一方、世界文化遺産に登録された富士山の景観を活かした魅力的な農村づくりとともに、グリーン・ツーリズムを推進し、地域の活性化を図っていく。また近年問題となっているイノシシ等の害獣による農作物の被害を軽減させるため、地元猟友会と協力して駆除に努めるほか、農業者による防護柵等の設置助成を実施する。</p> <p>以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。</p> |

変更案

るほか、農業者による防護柵等の設置助成や、鳥獣被害防止対策の勉強会を開催し、地域ぐるみでの対策を推進する。

以上、構想に基づく用途別土地利用と移動の構想は次のとおりである。

単位：ha、%

| 年次 | 区分 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | その他 | | 計 | |
|----|---------|--------|------|---------|-----|----------|------|--------|-----|----------|-----|
| | | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 | (令和7年) | 835.55 | 17.1 | 31.28 | 0.6 | 3,702.99 | 75.8 | 315.18 | 6.5 | 4,885.00 | 100 |
| 目標 | (令和17年) | 835.55 | 17.1 | 31.28 | 0.6 | 3,702.99 | 75.8 | 315.18 | 6.5 | 4,885.00 | 100 |
| 増減 | | 0.00 | | 0.00 | | 0.00 | | 0.00 | | 0 | |

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地約836haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約432haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

| 地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名 | 位置(集落名等) | 面積 (ha) | | | 備考 |
|------------------------|----------|---------|-------|---|----|
| | | 農用地 | 森林その他 | 計 | |
| 該当なし | | | | | |

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・地域計画の区域内にある土地

変更前（現在）

単位：ha、%

| 年次 | 区分 | 農用地 | | 農業用施設用地 | | 森林・原野 | | その他 | | 計 | |
|----|---------|---------|------|---------|-----|----------|------|--------|-----|----------|-----|
| | | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現在 | (令和2年) | 832.03 | 17.0 | 23.01 | 0.5 | 3,706.53 | 75.9 | 323.43 | 6.6 | 4,885.00 | 100 |
| 目標 | (令和12年) | 822.03 | 16.8 | 23.01 | 0.5 | 3,706.53 | 75.9 | 333.43 | 6.8 | 4,885.00 | 100 |
| 増減 | | △ 10.00 | | 0.00 | | 0.00 | | 10.00 | | 0 | |

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地832haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約415haについて、農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

| 地域、地区及び施設等の具体的な名称又は計画名 | 位置(集落名等) | 面積 (ha) | | | 備考 |
|------------------------|----------|---------|-------|---|----|
| | | 農用地 | 森林その他 | 計 | |
| 該当なし | | | | | |

- a 10ha以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地
- c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地
 - ・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・多面的機能の維持・発揮を図るために確保する必要がある土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

変更案

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる土地
- (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる土地
- (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現在事業実施中又は調査計画中の区域内の森林、原野等については農用地区域を設定する。

| 土地の種類 | 所在(位置) | 所有者又は管理者 | 面積(ha) | 利用しようとする用途 | 備考 |
|-------|--------|----------|--------|------------|----|
| 該当なし | | | | | |
| | | | | | |

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町は、比較的平坦地に水田が分布し、以前から水稻を中心とした農業が展開されてきた。しかし、ほ場整備の未実施地区を中心に農地の遊休化が目立つようになっている。また、農地の多くは、山間地という地形の影響により、小規模・不整形であるほか、富士火山灰に覆われ、低温多湿で、作物の生育には良くない条件が重なっているのも遊休農地の増加の一因といえる。

そのため、本町はこれまで、中山間地域総合整備事業等をはじめとする基盤整備の実施や、農地バンク事業による貸借を中心とした担い手への農地の集積・集約化を図り、作業の機械化や省力化を進めているところである。

今後も、中山間地域総合整備事業や新たな基盤整備を推進するとともに、農業委員会サポートシステムを活用して、地域計画に基づき農地バンク事業による農地貸借を推進し、担い手に対して積極的に優良農地の集積・集約化を図るなど、規模拡大による経営の安定化と農地の効率的な利用を推進する。また、水田の高度利用を進めるため、水かけ菜など水田を活用した野菜栽培の推進や、水稻と畑作物の作付けを転換できるよう、地域の話し合いなどにより団地化できる地域はブロックローテーション体系の構築に向け検討を行う。

一方畑地では、いも類、野菜類、お茶など様々な作物の栽培が行われているが、自家消費がほとんどである。今後は、自然条件に適した品種の導入、栽培技術の平準化、生産ロットの確保等、産地体制の強化を図り、安定した農業の確立を目指す。

さらに、農村風景や集落環境を適正に保全しながら、地域資源をいかした都市農村交流や、市民農園の活用など、都市や地域に開かれた農業空間を創造する。

地区別土地利用の方針は以下のとおりである。

変更前(現在)

ただし、cの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

- (a) 周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる土地
- (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる土地
- (c) 国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものについては農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現在事業実施中又は調査計画中の区域内の森林、原野等については農用地区域を設定する。

| 土地の種類 | 所在(位置) | 所有者又は管理者 | 面積(ha) | 利用しようとする用途 | 備考 |
|--------|--------|----------|--------|------------|------|
| 森林、原野等 | A地区 | 私有地 | 2.03 | 田、畑 | ほ場整備 |
| 計 | | | 2.03 | | |

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本町は、比較的平坦地に水田が分布し、以前から水稻を中心とした農業が展開されてきた。しかし、ほ場整備の未実施地区を中心に農地の遊休農地が目立つようになっている。また、農地の多くは、山間地という地形の影響により、小規模・不整形であるほか、富士火山灰に覆われ、低温多湿で、作物の生育には良くない条件が重なっているのも遊休農地の増加の一因といえる。

そのため、本町はこれまで、中山間地域総合整備事業等をはじめとする基盤整備の実施と**利用権設定等の促進により、農地の集団化**を図り、作業の機械化や省力化を進めているところである。

今後も、中山間地域総合整備事業や新たな基盤整備を推進するとともに、**農地情報公開システム**を活用して、**農地中間管理機構の協力のもと農地の流動化**を推進し、担い手に対して積極的に優良農地の集積を図るなど、規模拡大による経営の安定化と農地の効率的な利用を推進する。また、水田の高度利用を進めるため、水かけ菜やさつまいも、大豆などの作付けを行い、**地域特産物として産地化を目指す**。

一方畑地では、いも類、野菜類、お茶など様々な作物の栽培が行われているが、自家消費がほとんどである。今後は、自然条件に適した品種の導入、栽培技術の平準化、生産ロットの確保等、産地体制の強化を図り、安定した農業の確立を目指す。

さらに、農村風景や集落環境の**保全に配慮**しながら、地域資源をいかした**グリーン・ツーリズム**や、市民農園の活用など、都市や地域に開かれた農業空間を創造する。

地区別土地利用の方針は以下のとおりである。

変更案

変更前（現在）

(ア) 北郷地区（A地区）

本地区は、町全体農地の8割以上を占め、その内ほ場整備等の基盤整備が完了した優良農地は約2割となっている。現在も中山間地域総合整備事業や経営体育成基盤整備事業（区画整理・用水路工）により基盤整備が行われ、担い手の多くが水稻専作に取り組んでいる。今後もほ場整備や農道、用排水路等、基盤整備を推進し、農地バンク事業を活用した農地の集積・集約化を進め、生産性の高い農業の確立を図る。

また、湯船原地区では、フロンティアを拓く取組の一貫として、大規模施設園芸によるトマト・リーフレタス等の野菜栽培を推進していく。

一方、阿多野地区では、水稻の裏作として水かけ菜を栽培しており、より一層収量の増大・作付け拡大の取組を推進する。

また、地産地消・交流拠点である道の駅「ふじおやま」「すばしり」や農村活性化センター「ふじあざみ」の活用促進を図るとともに、野菜の収穫といった体験活動の場を設け、都市農村交流や関係人口の拡大を図る。

さらに、スマートインターチェンジを付属する（仮称）小山PA上下線には、地場産品直売所を設置し、地元農家をはじめ、地域産業との連携により活性化を図っていく。

(イ) 足柄地区（B地区）

本地区は、河川沿いに点在する山間地の水田が多く、平坦地に比べ農業生産は不利である。今後は、水田を中心としたほ場や用排水路の整備等を行うため、現在実施している中山間地域総合整備事業や既存農道の機能保全対策等を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。また、農産物直売出荷組合が設立されたことから、畑地については、かんしょ、だいこん等の一般野菜等の振興を図っていくとともに、畜産農家については、飼料の高騰が続いていることから、飼料用作物の作付支援を充実し、作付面積・経営の拡大を図る。

さらに、農村公園の一部を市民農園として農業体験に提供し有効活用することで、都市農村交流を進め、都市や地域住民の農業への理解や農家との交流促進を図る。

(ウ) 小山地区（C地区）

本地区は、水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後も中山間地域総合整備事業等を推進し、ほ場整備や農用排水整備を進め、農作業の効率化、省力化に努めることで、基幹作目である水稻や、畑地における、かんしょ、だいこん等の一般野菜の振興を図る。

単位：ha

| 区分 地区名 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林原野等 |
|-------------|--------|--------|------|-------|----|----|------|----|----|---------|-------|------|--------|--------|------|----------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 将来 |
| A地区 (北郷) | 341.12 | 341.12 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 28.98 | 28.98 | 0.00 | 370.10 | 370.10 | 0.00 | 10.15 |
| B地区 (足柄) | 44.77 | 44.77 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 0.46 | 0.46 | 0.00 | 45.23 | 45.23 | 0.00 | 2.01 |
| C地区 (小山) | 46.31 | 46.31 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 0.02 | 0.02 | 0.00 | 46.33 | 46.33 | 0.00 | 2.13 |
| 計 | 432.20 | 432.20 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 29.47 | 29.47 | 0.00 | 461.67 | 461.67 | 0.00 | 14.28 |

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。
2 -は該当なし

(ア) 北郷地区（A地区）

本地区は、町全体農地の8割以上を占め、その内ほ場整備等の基盤整備が完了した優良農地は約2割となっている。現在も中山間地域総合整備事業や経営体育成基盤整備事業（ほ場整備）により基盤整備が行われ、担い手の多くが水稻専作に取り組んでいる。今後もほ場整備や農道、用排水路等、基盤整備を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。

また、湯船原地区では、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の一貫として、大規模施設園芸によるトマト等の野菜栽培を推進していく。

一方、阿多野地区では、水稻の裏作として水かけ菜を栽培しており、より一層収量の増大・作付け拡大の取組を推進する。

また、地産地消・交流拠点である道の駅「ふじおやま」「すばしり」や農村活性化センター「ふじあざみ」の活用促進を図るとともに、野菜の収穫といった体験活動の場を設け、都市農村交流の拡大を図る。

さらに、（仮称）小山PA上下線には、地場産品直売所を設置し、地元農家をはじめ、地域産業との連携により活性化を図っていく。

(イ) 足柄地区（B地区）

本地区は、河川沿いに点在する山間地の水田が多く、平坦地に比べ農業生産は不利である。今後は、水田を中心としたほ場や用排水路の整備等を行うため、現在実施している中山間地域総合整備事業や既存農道の機能保全対策等を推進し、生産性の高い農業の確立を図る。また、農産物直売出荷組合が設立されたことから、畑地については、かんしょ、だいこん等の一般野菜等の振興を図っていくとともに、畜産農家については、飼料用作物の作付支援を充実し、経営の拡大を図る。

さらに、一部を市民農園として農業体験に提供し有効活用し、都市や地域住民の農業とのふれあいや農家との交流促進を図る。

(ウ) 小山地区（C地区）

本地区は、水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後も中山間地域総合整備事業等を推進し、農作業の効率化、省力化に努め、基幹作目である水稻や、畑地における、かんしょ、だいこん等の一般野菜の振興を図る。

単位：ha

| 区分 地区名 | 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | | 森林原野等 |
|-------------|--------|--------|------|-------|----|----|------|----|----|---------|-------|------|--------|--------|------|----------|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 将来 |
| A地区 (北郷) | 325.13 | 325.13 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 22.53 | 22.53 | 0.00 | 347.66 | 347.66 | 0.00 | 3.19 |
| B地区 (足柄) | 43.79 | 43.79 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 0.46 | 0.46 | 0.00 | 44.25 | 44.25 | 0.00 | 0.00 |
| C地区 (小山) | 47.08 | 47.08 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 0.02 | 0.02 | 0.00 | 47.10 | 47.10 | 0.00 | 0.04 |
| 計 | 416.00 | 416.00 | 0.00 | - | - | - | - | - | - | 23.01 | 23.01 | 0.00 | 439.01 | 439.01 | 0.00 | 3.23 |

(注) 1 単位未満四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。
2 -は該当なし

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|---|--|
| <p>イ 用途区分の構想</p> <p>本地域の農地は、4つの主要河川により比較的水利に恵まれている。その水系に沿った平坦地に水田が広がり、標高300～800mの間の傾斜地に畑地が点在している。今後も農地としての利用を推進するため、農業生産基盤整備、地域計画を踏まえた農地バンク事業等を積極的に活用しつつ、農地の集積・集約化や高度利用等を推進する。</p> <p>地区別用途区分の構想は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 北郷地区 (A地区)</p> <p>本地区は、水田が広がり、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業(区画整理・用水路工)等により基盤整備が行われている。今後は、基盤整備の未施行区域の整備を進めるとともに、良質米や地域特産物として需要が高まりつつある水稲裏作の水かけ菜などの作付けを積極的に進め、水田の高度利用を推進する。</p> <p>(イ) 足柄地区 (B地区)</p> <p>本地区は、山間部に位置した谷間農地が多く、河川に沿って水田や畑地が混在している。傾斜地で小規模農地のため、機械化の導入が困難になっている。今後は、農道や用排水路の整備など農業基盤整備を重点的に実施し、優良農地の確保と保全を図る。畑地については、一般野菜や酪農の振興を図る。</p> <p>(ウ) 小山地区 (C地区)</p> <p>本地区は水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後は、水田における水稲及び水かけ菜などの優良産地銘柄化の推進、畑地での一般野菜の振興を図るため、足柄地区同様、基盤整備を促進し、農地バンク事業を活用した農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用を推進する。</p> <p>ウ 特別な用途区分の構想</p> <p>本地域では、特別な用途区分は設定しない。</p> <p>2 農用地利用計画</p> <p>別記のとおりとする。</p> | <p>イ 用途区分の構想</p> <p>本地域の農地は、4つの主要河川により比較的水利に恵まれている。その水系に沿った平坦地に水田が広がり、標高300～800mの間の傾斜地に畑地が点在している。今後も農地としての利用を推進するため、農業生産基盤整備、人・農地プランを踏まえた農地中間管理(農地バンク)事業等を活用しつつ、農地の集積・集約化や高度利用等を推進する。</p> <p>地区別用途区分の構想は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 北郷地区 (A地区)</p> <p>本地区は、水田が広がり、中山間地域総合整備事業、経営体育成基盤整備事業(ほ場整備)等により基盤整備が行われている。今後は、基盤整備の未施行区域の整備を進めるとともに、良質米や地域特産物として需要が高まりつつある水稲裏作の水かけ菜、大豆などの作付けを積極的に進め、水田の高度利用を推進する。</p> <p>(イ) 足柄地区 (B地区)</p> <p>本地区は、山間部に位置した谷間農地が多く、河川に沿って水田や畑地が混在している。傾斜地で小規模農地のため、機械化の条件に恵まれていない。今後は、農道や用排水路の整備など農業基盤整備を重点的に実施し、優良農地の確保、保全を図る。畑地については、一般野菜や酪農の振興を図る。</p> <p>(ウ) 小山地区 (C地区)</p> <p>本地区は水田、畑地の経営形態及び立地条件が足柄地区と類似している。今後は、水田における水稲及び水かけ菜などの優良産地銘柄化の推進、畑地での一般野菜の振興を図るため、足柄地区同様、基盤整備を促進し、農地の集積・集約化を進め、農地の効率的な利用を推進する。</p> <p>ウ 特別な用途区分の構想</p> <p>本地域では、特別な用途区分は設定しない。</p> <p>2 農用地利用計画</p> <p>別記のとおりとする。</p> |

第3 農業生産基盤の整備開発計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|--|
| <p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本町では、昭和 36 年から東富士演習場対策事業や県及び町単独土地改良事業、構造改善事業等によりほ場整備をはじめとした基盤整備が行われている。</p> <p>さらに現在、県営の中山間地域総合整備事業等により、ほ場整備等の基盤整備を進めるとともに、作業の機械化を推進することで効率的な農作業を進め、遊休農地の発生抑制や生産性の高い農業の確立に努めている。</p> <p>しかし、近年の担い手不足等の影響で、農地の遊休農地化が進行している。また、一部の水田では、用排水施設が未整備で不整形なものや、土地改良施設にも老朽化等による機能低下が見られるとともに、農業者の事業費負担が課題となっている。</p> <p>そのため今後も、県営農業農村基盤整備事業の推進に努めるとともに、農業者の事業費負担の軽減を図るため、農地集積促進事業等の活用を推進する。また、既存農道の点検診断により路面改良などの保全対策を行い、農地の通作条件の改善や集出荷の効率化を図る。さらに、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域一体となり総合的に農用地を管理し、農業を担う者（認定農業者等）への農地の集積・集約化を行い、担い手の農作業の支障がない範囲で農地利用を進める。</p> <p>なお、整備にあたっては、環境や景観との調和に配慮し、世界文化遺産に登録された富士山のふもとの町にふさわしい空間形成を推進する。</p> <p>以上の基本方向に基づく地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。</p> <p>(1) 北郷地区（A地区）</p> <p>本地区は、水稻を中心とする優良農地の集積が高い地区である。経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業等による区画整理や水路の建設・整備、ほ場整備が進んでいる。しかし、一部は、大型機械の乗り入れや、規模拡大や担い手への集積が困難となっており、また、水源から用水路は老朽化が進み漏水による水不足等も生じている。そのため、今後もほ場整備に加え、農道の点検診断、保全対策等を推進することで長寿命化を図るとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。また、多面的機能支払交付金を活用し、基盤整備（区画整備）終了後も地域全体で農地を維持できるよう仕組みづくりを行う。</p> <p>(2) 足柄地区（B地区）</p> <p>本地区では、水稻を中心に畜産との複合経営等が行われている。しかし、河川沿いに点在する水田が多く、まとまった農地が少ないため、機械の搬入等が困難な地区である。また、農業用水が必要な時期に下流域の農地まで十分な水が行き渡らず、地域で効率的な水の利用が求められている。今後は、効率的な農作業を進めるため、中山間地域総合整備事業によるほ場整備や農道の整備等を推進するとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。また、中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域で面的に保全活動を引き続き行う。</p> <p>(3) 小山地区（C地区）</p> <p>本地区は、中山間農地が多く、河川沿いに水田が散在している。一方、平坦地でも、市街化の進展により、農地を確保することが困難となっている。また、長期的に続いた米価の低迷や農業用機械・資材の高騰等により、農業経営の維持継続が難しく、農業の後継者不足や離農に繋がっており、今後、農地の荒廃化が急激に進むおそれがある。今後は、中山間地域総合整備事業によるほ場・農用排水整備等を推進するとともに、優良農地の確保を図る。また、中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域で面的に保全活動を引き続き行う。</p> | <p>1 農業生産基盤の整備及び開発の方向</p> <p>本町では、昭和 36 年から東富士演習場対策事業や県及び町単独土地改良事業、構造改善事業等によりほ場整備をはじめとした基盤整備が行われている。</p> <p>さらに現在、中山間地域総合整備事業等により、ほ場整備等の基盤整備を進めるとともに、作業の機械化を推進することで効率的な農作業を進め、遊休農地の発生抑制や生産性の高い農業の確立に努めている。</p> <p>しかし、近年の担い手不足等から農地の遊休農地化が目立ちはじめている。また、用排水施設が未整備で不整形な水田も一部あり、また、土地改良施設にも老朽化等により機能低下しているものが見られている。</p> <p>そのため今後も、現在実施している中山間地域総合整備事業の推進に努めるとともに、経営体育成基盤整備事業等による区画整理等を推進する。また、既存農道の点検診断により路面改良などの保全対策を行い、農地の通作条件の改善や集出荷の効率化を図る。</p> <p>なお、整備にあたっては、環境や景観との調和に配慮し、世界文化遺産に登録された富士山のふもとの町にふさわしい空間形成を推進する。</p> <p>以上の基本方向に基づく地区別の農業生産基盤整備及び開発の方向は次のとおりである。</p> <p>(1) 北郷地区（A地区）</p> <p>本地区は、優良農地の集積が高い水稻中心の地区である。経営体育成基盤整備事業や中山間地域総合整備事業によるほ場整備が進んでいるものの一部には用排水施設が未整備で不整形な水田も残っている。そのため、今後もほ場整備、農道の点検診断、保全対策等を推進するとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。</p> <p>(2) 足柄地区（B地区）</p> <p>本地区では、水稻を中心に畜産との複合経営等が行われている。しかし、河川沿いに点在する水田が多く、まとまった農地が少ないため、機械の搬入等が困難な地区である。今後は、効率的な農作業を進めるため、中山間地域総合整備事業によるほ場整備や農道の点検診断、保全対策等を推進するとともに、農地の集積・集約化を積極的に進め、優良農地の確保を図る。</p> <p>(3) 小山地区（C地区）</p> <p>本地区は、中山間農地が多く、河川沿いに水田が散在している。また平坦地は、市街化の進展により、農地を確保することが困難となっている。今後は、中山間地域総合整備事業によるほ場整備等を推進するとともに優良農地の確保を図る。</p> |

変更案

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|---------------------------|------------------------------|------------------------|-----------|------|------------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 県営経営体育成基盤整備事業 (高根西部・一色地区) | 区画整理 48.0ha | 北郷地区 A | 48.0 | 1 | H29～R11 1,753,300千円 |
| 県営一般農道整備事業 (駿東地区) | 舗装補修工 8,500m、 橋梁耐震補強工 10橋 | 北郷、足柄地区 A, B | 203.0 | 2 | H28～R8 1,305,000千円 |
| 県営経営体育成基盤整備事業 (小山棚頭地区) | 区画整理工 13.4ha 用水路工 200m | 北郷地区 A | 13.0 | 3 | R4～R9 653,600千円 |
| 県営中山間地域総合整備事業 (小山地区) | ほ場 (4地区) 33.6ha 用水路工 500m | 北郷、足柄、 小山地区 A, B, C | 62.3 | 4 | R4～R12 1,379,000千円 |

(注) 農業生産基盤整備開発計画図 (別添)

※県営経営体育成基盤整備事業 (高根西部・一色地区) 及び県営一般農道整備事業 (駿東地区) は、他市町分も含めた事業全体での受益面積・事業費を記載している。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は、富士山麓及び箱根外輪山を除き、ほとんどが人工林で占められている。また、本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型となっている。

そのため、今後は農業生産基盤整備事業等による農業の省力化や経営の合理化により、余剰労働力を林業振興に投資していく。また、近年頻発する異常気象による大雨等に対応するため、森林のもつ保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化などの多面的機能が充分発揮できるように、その適正な保全を図っていく。自然災害に対して強さとしなやかさを発揮する「強靱な山地」の形成を目指し、住宅地、国道等周辺はもとより、町内全域において間伐等の森林整備を積極的に推進するとともに、森林資源の有効活用を図る。

4 他事業との関連

東富士演習場内の荒廃による悪水の流出を防止するため、東富士演習場周辺障害防止対策事業、治山治水事業、緑地帯設置事業等を今後も継続実施し、農用地への悪影響を阻止する施策を推進する。

変更前 (現在)

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|---|--|------------------------|-----------|------|-----------------------|
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | |
| 県営経営体育成基盤整備事業 (高根西部一色地区) | ほ場整備 6.4ha | 北郷地区 A | 6.4 | 1 | H29～R5 1,515,000千円 |
| 県営中山間地域総合整備事業 (足柄金時地区) | ほ場整備 45.6ha 農道 990m 農用排水 353m | 北郷、足柄、 小山地区 A, B, C | 51.0 | 2 | H22～R2 1,428,322千円 |
| 県営中山間地域総合整備事業 (北郷南西部地区) | ほ場整備 38.2ha (4地区) | 北郷、小山地区 A, C | 38.0 | 3 | H26～R3 972,000千円 |
| 一般農道整備事業 (駿東地区) | 舗装補修工 8,500m、 橋梁耐震補強工 1橋 | 北郷、足柄地区 A, B | 203.0 | 4 | H28～R8 586,000千円 |
| 県営経営体育成樹園再編整備事業 (旧畑地帯総合整備事業) (アグリふじおやま) | 農道 1,840m、 農業用排水施設 21.2ha 農用地開発 21.2ha | 北郷地区 A | 25.8 | 5 | H29～R5 1,308,375千円 |
| 県・農地耕作条件改善事業 (小山棚頭地区) | ほ場整備 12.1ha | 北郷地区 A | 12.1 | 6 | R4～R9 300,000千円 |
| 県営中山間地域総合整備事業 (小山地区) | ほ場整備 40ha 農業用水路400m | 北郷、足柄、 小山地区 A, B, C | 40 | 7 | R4～R10 1,093,600千円 |

(注) 農業生産基盤整備開発計画図 (別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の森林は、富士山麓及び箱根外輪山を除き、ほとんどが人工林で占められている。また、本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型となっている。

そのため、今後は農業生産基盤整備事業等による農業の省力化、経営の合理化により、余剰労働力を林業振興に投資していく。また、近年の異常気象による大雨等が多発する状況に対応するため、森林のもつ保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化などの多面的機能が充分発揮できるように、その適正な保全を図っていく。

4 他事業との関連

東富士演習場内の荒廃による悪水の流出を防止するため、東富士演習場周辺障害防止対策事業、治山治水事業、緑地帯設置事業等を今後も継続実施し、農用地への悪影響を阻止する施策を推進する。

第4 農用地等の保全計画

| 変 更 案 | | | | | | 変 更 前 (現 在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|--------------|-----------|------|-----------------------------|--|-------|-------|--|------|----|------|-----------|-------------------------|---------------------------|--------|------|---|-------------------|-------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-------------------|--------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-------------------|-------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|--------------------------|---------------------------|--------|-----|---|-----------------|-------------------------|---------------------------|--------------|-----|----|-------------------|-------------------|----------------------------------|--------|------|----|----------------------------|------------|--------|------|------|----|--------|--|--|--|--|--|--|-------|-------|-------|--|------|----|------|-----------|-------------------------|---------------------------|--------|------|---|------------------|-------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|--------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|------------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|-------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|--------------------------|---------------------------|--------|-----|---|----------------|-------------------------|---------------------------|--------------|-----|----|------------------|-------------------|----------------------------------|--------|------|----|-----------------------------|-------------------|----------------------------------|--------|------|----|----------------------------|
| <p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、食料の安定供給機能の他に保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化や豊かな生態系の維持などの多面的機能を有している。</p> <p>しかし、近年の農業従事者の減少や高齢化に伴い、遊休農地は増加傾向にある。いったん遊休農地化すると周辺農用地へ悪影響が生じるだけでなく、耕作可能な農用地への復旧には、多大な投資と労力を要する。加えて現在、農業生産全体の在り方を環境保全重視へ転換していくことが求められている。</p> <p>このため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度等を積極的に活用し、農地・農業用施設・ため池等の地域資源の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、水路、農道の長寿命化等を支援し、「美しく品格のある邑づくり」の取組を進め、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努める。また、農業生産基盤整備事業をはじめ、鳥獣被害対策、地域計画を踏まえた農地バンク事業の活用等による担い手への農地の集積・集約化を推進する。さらに、農業体験、農産物直売所など体験学習・ふれあいの場づくりなど都市農村交流を推進することにより、遊休農地の発生抑制と解消を図る。農村風景、集落環境などは後世にわたって継承していくべきものであることから、現在の農村風景、集落環境は適正に保全しつつ、都市地域の人たちとの交流の場として活用を図るものとする。</p> <p>一方、ため池や農業用水路は老朽化が目立つため、漏水等の補強対策を行うとともに適切な維持管理を図っていく。</p> | | | | | | <p>1 農用地等の保全の方向</p> <p>農地は、食料の安定供給機能の他に保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化や豊かな生態系の維持などの多面的機能を有している。</p> <p>しかし、近年の農業従事者の減少、高齢化に伴い、遊休農地は増える傾向にある。いったん遊休農地化すると周辺農用地へ悪影響を及ぼすことはもとより、耕作可能な農用地への復旧は、多大な投資と労力を要することになる。加えて現在、農業生産全体の在り方を環境保全重視へ転換していくことが求められている。</p> <p>このため、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金制度等を積極的に活用し、農地・農業用施設等の地域資源の保全に関する地域の共同活動や、環境保全に向けた農業者の先進的な営農活動、水路、農道の長寿命化等を支援し、「美しく品格のある邑づくり」の取組を進め、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に努めていく。また、農業生産基盤整備事業をはじめ、鳥獣被害対策、人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業の活用等による担い手への農地の利用集積を推進する。さらに、農業体験、農産物直売所など体験学習・ふれあいの場づくりなどグリーン・ツーリズムを推進することにより、遊休農地の発生抑制と解消を図る。</p> <p>一方、老朽化が目立つため池や農業用水路については、漏水等の補強対策を行うとともに適切な維持管理を図っていく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>14.7</td> <td>1</td> <td>R7～R11 3,491千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>5.2</td> <td>2</td> <td>R7～R11 1,202千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>2.3</td> <td>3</td> <td>R7～R11 595千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>3.0</td> <td>4</td> <td>R7～R11 744千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (清水・隠居屋敷地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>2.6</td> <td>5</td> <td>R7～R11 600千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>2.7</td> <td>6</td> <td>R7～R11 677千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>4.9</td> <td>7</td> <td>R7～R11 1,038千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>1.2</td> <td>8</td> <td>R7～R11 261千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>1.8</td> <td>9</td> <td>R7～R11 321千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【6期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄、小山地区 B, C</td> <td>6.3</td> <td>10</td> <td>R7～R11 1,325千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (上野地区)</td> <td>農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)</td> <td>北郷地区 A</td> <td>13.1</td> <td>11</td> <td>R3～R7 610千円 上野南部みのり会</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金</td> <td>農地維持支払</td> <td>北郷地区</td> <td>20.0</td> <td>12</td> <td>R6～R10</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 | 受益地区 | 受益面積 (ha) | 中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 14.7 | 1 | R7～R11 3,491千円 | 中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 5.2 | 2 | R7～R11 1,202千円 | 中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 2.3 | 3 | R7～R11 595千円 | 中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 3.0 | 4 | R7～R11 744千円 | 中山間地域等直接支払事業 (清水・隠居屋敷地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.6 | 5 | R7～R11 600千円 | 中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.7 | 6 | R7～R11 677千円 | 中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 4.9 | 7 | R7～R11 1,038千円 | 中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.2 | 8 | R7～R11 261千円 | 中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.8 | 9 | R7～R11 321千円 | 中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄、小山地区 B, C | 6.3 | 10 | R7～R11 1,325千円 | 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.1 | 11 | R3～R7 610千円 上野南部みのり会 | 多面的機能支払交付金 | 農地維持支払 | 北郷地区 | 20.0 | 12 | R6～R10 | <p>2 農用地等保全整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th rowspan="2">事業の概要</th> <th colspan="2">受益の範囲</th> <th rowspan="2">対図番号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>受益地区</th> <th>受益面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>11.9</td> <td>1</td> <td>R2～R6 2,918千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>3.2</td> <td>2</td> <td>R2～R6 875千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>小山地区 C</td> <td>2.3</td> <td>3</td> <td>R2～R6 481千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>2.8</td> <td>4</td> <td>R2～R6 587千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>2.7</td> <td>6</td> <td>R2～R6 553千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>3.5</td> <td>7</td> <td>R2～R6 744千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>1.2</td> <td>8</td> <td>R2～R6 226千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄地区 B</td> <td>1.3</td> <td>9</td> <td>R2～R6 268千円</td> </tr> <tr> <td>中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【5期】</td> <td>中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保</td> <td>足柄、小山地区 B, C</td> <td>5.8</td> <td>10</td> <td>R2～R6 1,116千円</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (上野地区)</td> <td>農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)</td> <td>北郷地区 A</td> <td>13.1</td> <td>11</td> <td>H28～R2 686千円 上野南部みのり会</td> </tr> <tr> <td>多面的機能支払交付金 (上野地区)</td> <td>農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動)</td> <td>北郷地区 A</td> <td>20.0</td> <td>12</td> <td>H31～R5 932千円 上野美農里の会</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 | 受益地区 | 受益面積 (ha) | 中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 11.9 | 1 | R2～R6 2,918千円 | 中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 3.2 | 2 | R2～R6 875千円 | 中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 2.3 | 3 | R2～R6 481千円 | 中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.8 | 4 | R2～R6 587千円 | 中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.7 | 6 | R2～R6 553千円 | 中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 3.5 | 7 | R2～R6 744千円 | 中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.2 | 8 | R2～R6 226千円 | 中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.3 | 9 | R2～R6 268千円 | 中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄、小山地区 B, C | 5.8 | 10 | R2～R6 1,116千円 | 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.1 | 11 | H28～R2 686千円 上野南部みのり会 | 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 20.0 | 12 | H31～R5 932千円 上野美農里の会 |
| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 14.7 | 1 | R7～R11 3,491千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 5.2 | 2 | R7～R11 1,202千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 2.3 | 3 | R7～R11 595千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 3.0 | 4 | R7～R11 744千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (清水・隠居屋敷地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.6 | 5 | R7～R11 600千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.7 | 6 | R7～R11 677千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 4.9 | 7 | R7～R11 1,038千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.2 | 8 | R7～R11 261千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.8 | 9 | R7～R11 321千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【6期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄、小山地区 B, C | 6.3 | 10 | R7～R11 1,325千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.1 | 11 | R3～R7 610千円 上野南部みのり会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 | 農地維持支払 | 北郷地区 | 20.0 | 12 | R6～R10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 受益地区 | 受益面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (湯船地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 11.9 | 1 | R2～R6 2,918千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (下原地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 3.2 | 2 | R2～R6 875千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (水ノ音地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 小山地区 C | 2.3 | 3 | R2～R6 481千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (駒取場・長宝作地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.8 | 4 | R2～R6 587千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (長代久保・吹上地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 2.7 | 6 | R2～R6 553千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (中ノ田・川久保地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 3.5 | 7 | R2～R6 744千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (花戸地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.2 | 8 | R2～R6 226千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (古城向地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄地区 B | 1.3 | 9 | R2～R6 268千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中山間地域等直接支払事業 (所領地区)【5期】 | 中山間地域における農業生産の維持、多面的機能の確保 | 足柄、小山地区 B, C | 5.8 | 10 | R2～R6 1,116千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.1 | 11 | H28～R2 686千円 上野南部みのり会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (上野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 20.0 | 12 | H31～R5 932千円 上野美農里の会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変 更 案 | | | | | | 変 更 前 (現 在) | | | | | |
|--|---|---------------------|------|----|---------------------------------|--|-------------------------------------|-----------------------|------|----|----------------------------------|
| (上野地区) | 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | A | | | 901千円 上野美農里の会 | 多面的機能支払交付金 (一色地区) | 農地維持支払 | 北郷地区 A地区 | 5.98 | 13 | H29～R3 182千円 境沢水利環境 保存会 |
| 多面的機能支払交付金 (一色境沢地区) | 農地維持支払 | 北郷地区 A | 5.98 | 13 | R4～R8 178千円 境沢水利環境 保全会 | 多面的機能支払交付金 (吉久保地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷、小山地 区 A, C地区 | 31.0 | 14 | H28～R2 1,634千円 吉久保地域保存会 |
| 多面的機能支払交付金 (吉久保地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化) | 北郷、小山地 区 A, C | 31.0 | 14 | R3～R7 2,768千円 吉久保地域資源保全会 | (注) 1. 農用地等保全整備計画図 (別添) 2. …は事実のないもの | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (一色鳥見塚地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.2 | 15 | R4～R8 703千円 一色鳥見塚環境保全会 | <h3>3 農用地等の保全のための活動</h3> <p>農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会や御殿場農業協同組合等の関係機関と一体となって利用権設定による認定農業者への農地の利用集積等を促進し、効率的な農地の利用を進める。</p> <p>また本町は、富士山麓に位置し、中山間農地が多い。平坦地に比べ、農業の生産条件が不利な中山間地域において、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域等直接支払の実施などにより、耕作放棄の防止を推進する。さらに、農業生産基盤整備事業により急傾斜の農地を改善し、人・農地プランを踏まえた農地中間管理 (農地バンク) 事業等を活用した担い手への集積により、より一層の効率的農地利用を行う。</p> <p>また、中山間地域等直接支払事業に加えて、町内4地区において多面的機能支払交付金を活用した地域資源の質的向上のための取組が行われている。今後もこれらの共同活動に取り組む組織を支援し、景観形成や農道、水路等の長寿命化を支援していく。</p> <p>一方、近年、中山間農地を中心に、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンなどによる鳥獣被害が増加し、被害に伴う営農意欲の減退と遊休農地の増加が進行している。そのため、野生鳥獣の捕獲や野生鳥獣の餌となる生ごみや放任果樹の撤去、鳥獣被害防護柵の設置支援など、地域一体となった鳥獣被害対策を推進する。</p> | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (棚頭地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 13.4 | 16 | R5～R9 672千円 棚頭営農資源保存会 | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (阿多野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 小山地 区 C | 22.6 | 17 | R5～R9 1,198千円 阿多野営農資源保存会 | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (一色井田野地区) | 農地維持支払 資源向上支払 (地域資源・質的向上を図る共同活動) | 北郷地区 A | 5.5 | 18 | R6～R10 277千円 井田野開田環境資源保全会 | | | | | | |
| 多面的機能支払交付金 (用沢原地区) | 農地維持支払 | 小山地 区 C | 6.8 | 19 | R6～R10 191千円 用沢原堰水路組合 | | | | | | |
| 防災重点農業用ため池緊急整備事業 (ため池総合整備工事 (地震・豪雨対策型)) (棚頭用水池) | 洪水吐施設工改修 1箇所 等 | 北郷地区 A | 13.0 | 20 | R9～R10 98,000千円 | | | | | | |
| ため池整備事業 (ため池総合整備工事) (中島貯水池) | 堤体改修工 1箇所 洪水吐工 1式 | 小山地 区 C | 1.8 | 21 | R9～R11 30,000千円 | | | | | | |
| (注) 農用地等保全整備計画図 (別添) | | | | | | | | | | | |
| <h3>3 農用地等の保全のための活動</h3> <p>農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが基本である。そのため、農業委員会や富士伊豆農業協同組合等の関係機関と一体となって、担い手への農地の集積・集約化等を促進し、効率的な農地の利用を進める。</p> <p>また本町は、富士山麓に位置し、中山間農地が多いが、これらの地域は平坦地に比べ、農業の生産条件が不利である。このため、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、中山間地域等直接支払の実施などにより、耕作放棄の防止を推進する。さらに、農業生産基盤整備事業により農地の高度利用化を推進し、地域計画を踏まえた農地バンク事業等を活用した担い手への集積により、より一層の効率的農地利用を行う。</p> <p>加えて、集中豪雨等により、集落や農地等へ浸水し、被害が拡大する恐れがある。このため、機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める。</p> <p>また、中山間地域等直接支払事業に加えて、町内4地区において多面的機能支払交付金を活用した地域資源の質的向上のための取組が行われている。今後もこれらの共同活動に取り組む組織を支援し、景観形成や農道、水路等の長寿命化を支援していく。</p> <p>一方、近年、中山間農地を中心に、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシンなどによる鳥獣被害が増加し、個人ではなく広域的に連携した鳥獣被害対策が必須となっている。そのため、小山町鳥獣被害防止計画に基づき、野生鳥獣の捕獲や野生鳥獣の餌となる生ごみや放任果樹の撤去、鳥獣被害防護柵の設置支援など、地域一体となった鳥獣被害対策を推進する。また、ICT を活用した捕獲罠や監視装置、追い払い装置など、低コストかつ</p> | | | | | | | | | | | |
| <h3>4 森林の整備その他林業の振興との関連</h3> <p>本町では、広葉樹が森林面積のほぼ半分を占め、恵まれた自然をいかした良好な景観が形づくられている。</p> | | | | | | | | | | | |

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|---|--|
| <p>効果的な有害鳥獣対策により、作物被害を最小化するための仕組みを構築し省力化・効率化を図る。</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本町では、広葉樹が森林面積のほぼ半分を占め、恵まれた自然をいかした良好な景観が形成されている。</p> <p>今後も、自然保護を基本として町民の憩いの場や学習の場、企業と連携した水源の森づくりなど、森林のもつ多面的機能を活用しながら、適正な保全を図っていく。</p> | <p>今後は、自然保護を基本として町民の憩いの場や学習の場、グリーン・ツーリズム、水源の森づくりなど、森林のもつ多面的機能を活用しながら、適正な保全を図っていく。</p> |

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

| 変 更 案 | | 変 更 前 (現 在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|---------|------|-------------------|---|------|---------|-----|-------------------|----|------|--------|-----|------------------|---|------|---------|-----|-------------------|---|------|----|-----|----------------------------|---|------|-----|--|--|----|-------|---|--|------|-----------|------|-----------|--------------|---------|------|-------------------|---|------|---------|-----|-------------------|----|------|--------|-----|------------------|---|-----|---------|-----|-------------------|---|-----|----|-----|----------------------------|---|------|-----|--|--|----|-------|
| <p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本町は、豊かな水利と緑に恵まれ、水稻を中心とした農業が展開している。</p> <p>しかし、近年の担い手の兼業化や高齢化等により中山間地を中心に農地の遊休農地化が進行している。一方で本町の農業は、農地の自己完結的耕作意向・資産的土地保有志向が依然として強く、これまで農地の集積・集約化に進展はあまり見られなかったが、近年ほ場整備を実施した地区を中心に農地バンク事業を活用した集積は増えつつある。</p> <p>そのため、今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、中心的な役割を果たす認定農業者の育成を積極的に行い、担い手を中心とした生産組織の確立を促進する。同時に、地域計画を踏まえた農地バンク事業等を活用し、農地の集積・集約化を積極的に行う。加えて、経営規模の拡大や事業多角化のための経営基盤の強化に引き続き努める。</p> <p>また、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、目標年間農業所得を概ね600万円程度、目標年間労働時間を1,800～2,000時間程度の水準に定めるとともに、以下のように営農類型ごとの指標を設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>目標規模 (ha)</th> <th>作目構成</th> <th>戸数 (経営体数)</th> <th>集約化目標面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻+作業受託</td> <td>10.0</td> <td>水稻7.0ha+作業受託3.0ha</td> <td>7</td> <td>70.0</td> </tr> <tr> <td>水稻+水かけ菜</td> <td>4.0</td> <td>水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha</td> <td>15</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>水稻+わさび</td> <td>1.3</td> <td>水稻1.0ha+わさび0.3ha</td> <td>1</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>水稻+施設園芸</td> <td>1.8</td> <td>水稻1.5ha+施設園芸0.3ha</td> <td>4</td> <td>7.20</td> </tr> <tr> <td>酪農</td> <td>6.0</td> <td>搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha</td> <td>1</td> <td>6.00</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>28</td> <td>144.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (令和5年9月変更)</p> <p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、農地バンク事業を活用した農地の貸借等や農作業の受委託の促進により、担い手への農地の利用集積を推進する。あわせて、担い手の育成や、集落営農の組織化・法人化への誘導を図るとともに、遊休農地の解消、裏作作物導入、耕畜連携による地力の維持・増進等に取り組み、効率的な農地利用を推進する。</p> <p>ア 北郷地区 (A地区)</p> <p>本地区では、ほ場整備が完了した優良農地が集積しており、さらに今後もほ場整備事業の実施を予定している。そのため、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地バンク事業等を重点的に実施する。特に、換地と一体的な農地の貸借等を推進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。また現在、湯船原地区で進行中の大規模施設園芸団地の整備についても、引き続き推進する。</p> <p>イ 足柄地区 (B地区)、小山地区 (C地区)</p> <p>本地区は、市街化が進展しており、基盤整備が進んでいる一方で大きな法面や狭い農道が多く、作業効率が</p> | | 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 集約化目標面積 (ha) | 水稻+作業受託 | 10.0 | 水稻7.0ha+作業受託3.0ha | 7 | 70.0 | 水稻+水かけ菜 | 4.0 | 水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha | 15 | 60.0 | 水稻+わさび | 1.3 | 水稻1.0ha+わさび0.3ha | 1 | 1.30 | 水稻+施設園芸 | 1.8 | 水稻1.5ha+施設園芸0.3ha | 4 | 7.20 | 酪農 | 6.0 | 搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha | 1 | 6.00 | 合 計 | | | 28 | 144.5 | <p>1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標</p> <p>本町は、豊かな水利と緑に恵まれ、水稻を中心とした農業が展開している。</p> <p>しかし、近年の担い手の兼業化や高齢化等により中山間地を中心に農地の遊休農地化が進行している。一方で本町の農業は、農地の自己完結的耕作意向・資産的土地保有志向が依然として強く、これまで農地の集積・集約化に進展はあまり見られなかったが、近年ほ場整備を実施した地区を中心に農地中間管理 (農地バンク)事業を活用した集積は増えつつある。</p> <p>そのため、今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、中心的な役割を果たす認定農業者を積極的に育成するとともに、担い手を中心とした生産組織の確立を促進する。同時に、人・農地プランを踏まえた農地中間管理 (農地バンク)事業等を活用し、農地の集積・集約化を積極的に行い、経営規模の拡大に努める。</p> <p>また、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良な経営事例を踏まえつつ、目標年間農業所得を650万円程度、目標年間労働時間を1,800～2,000時間程度の水準に定めるとともに、以下のように営農類型ごとの指標を設定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>営農類型</th> <th>目標規模 (ha)</th> <th>作目構成</th> <th>戸数 (経営体数)</th> <th>集約化目標面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水稻+作業受託</td> <td>10.0</td> <td>水稻7.0ha+作業受託3.0ha</td> <td>6</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>水稻+水かけ菜</td> <td>4.0</td> <td>水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha</td> <td>14</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>水稻+わさび</td> <td>1.3</td> <td>水稻1.0ha+わさび0.3ha</td> <td>2</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>水稻+施設園芸</td> <td>1.8</td> <td>水稻1.5ha+施設園芸0.3ha</td> <td>1</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>酪農</td> <td>6.0</td> <td>搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha</td> <td>1</td> <td>6.00</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合 計</td> <td>24</td> <td>126.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 資料：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 (平成26年9月変更)</p> <p>(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向</p> <p>今後も水稻を中心とした本町農業の振興を図るため、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づいて、農地中間管理 (農地バンク)事業による利用権設定や農作業の受委託を促進することにより、担い手への農地の利用集積を推進する。また、担い手の育成と集落営農の組織化・法人化への誘導を図るとともに、遊休農地の解消、裏作作物導入、耕畜連携による地力の維持増進等に取り組み、効率的な農地利用を推進する。</p> <p>ア 北郷地区 (A地区)</p> <p>本地区では、ほ場整備が完了した優良農地が集積しており、さらに今後もほ場整備事業の実施を予定している。そのため、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成をいかすため、利用権設定等促進事業や、農地中間管理 (農地バンク)事業等を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。また現在湯船原地区で進行中の大規模施設園芸団地の整備を推進する。</p> <p>イ 足柄地区 (B地区)、小山地区 (C地区)</p> <p>本地区は、市街化が進展しており、優良農地の確保が重要な課題となっている。今後も、急傾斜の農地の改善のための基盤整備事業等を実施し、優良農地の確保とより一層の効率的農地利用を推進する。</p> | | 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 集約化目標面積 (ha) | 水稻+作業受託 | 10.0 | 水稻7.0ha+作業受託3.0ha | 6 | 60.0 | 水稻+水かけ菜 | 4.0 | 水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha | 14 | 56.0 | 水稻+わさび | 1.3 | 水稻1.0ha+わさび0.3ha | 2 | 2.6 | 水稻+施設園芸 | 1.8 | 水稻1.5ha+施設園芸0.3ha | 1 | 1.8 | 酪農 | 6.0 | 搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha | 1 | 6.00 | 合 計 | | | 24 | 126.4 |
| 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 集約化目標面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+作業受託 | 10.0 | 水稻7.0ha+作業受託3.0ha | 7 | 70.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+水かけ菜 | 4.0 | 水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha | 15 | 60.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+わさび | 1.3 | 水稻1.0ha+わさび0.3ha | 1 | 1.30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+施設園芸 | 1.8 | 水稻1.5ha+施設園芸0.3ha | 4 | 7.20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酪農 | 6.0 | 搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha | 1 | 6.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 28 | 144.5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 営農類型 | 目標規模 (ha) | 作目構成 | 戸数 (経営体数) | 集約化目標面積 (ha) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+作業受託 | 10.0 | 水稻7.0ha+作業受託3.0ha | 6 | 60.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+水かけ菜 | 4.0 | 水稻4.0ha+水かけ菜0.5ha | 14 | 56.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+わさび | 1.3 | 水稻1.0ha+わさび0.3ha | 2 | 2.6 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水稻+施設園芸 | 1.8 | 水稻1.5ha+施設園芸0.3ha | 1 | 1.8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酪農 | 6.0 | 搾乳牛 40頭、育成牛 20頭、草地面積 6.0ha | 1 | 6.00 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | 24 | 126.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|---|--|
| <p>悪いため、農業経営の大規模化がし難い現状にある。また、農業用水の確保が課題となっているため、農道や圃場の再整備や、農業用水の確保のための検討が必要であり、優良農地の確保が重要な課題となっている。今後も、急傾斜の農地の改善のための基盤整備事業等を実施し、優良農地の確保とより一層の効率的農地利用を推進する。</p> <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 認定農業者・認定新規就農者等の育成対策 認定農業者制度の有効活用を図り、個別経営については、これまで以上に可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地区では積極的に集落営農の組織化を進め、雇用労働力の環境整備を積極的に行う方向とする。 特に本町はこれまで、各部農会単位で良質米生産組合が生育調査や食味管理を行い、生産技術の向上に努めてきた経緯がある。また、御殿場小山中核農業者協議会の作目別部会では、生産コストの低減や品質向上のための技術改善等を研究していることから、今後も作物別部会の活発な活動を支援する。</p> <p>(2) 農地バンク事業等による農用地の集積・集約化対策 農業委員会を中心として農地の出し手と受け手の情報を一元的に把握し、その情報を基に地域内での協議を行いながら地域計画を適宜更新していく。また、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、農地中間管理機構関連整備事業等を柔軟に活用する。その他、本町、農業委員会、富士伊豆農業協同組合は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動、情報交換、事業協力等を進め、農地バンク事業を促進する。</p> <p>(3) 農作業の受委託の促進対策 農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等を進め、農作業の受委託による実質的な作業単位の拡大を図る。</p> <p>(4) 地力の維持増進対策 町内における効率的な堆肥供給システムの研究を活用し、耕種農家と畜産農家の連携強化により、家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進することで、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用していく。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、林業は農閑期に限られ、健全な森林の育成が成されていない。今後、森林経営管理制度の活用により、行政に経営管理を委託するほか、農作業の受委託や地域計画を踏まえた農地バンク事業等により、農用地の貸借等ができる体制作りを推進するなど、農業経営と林業経営の安定した両立を図る。</p> | <p>2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策</p> <p>(1) 認定農業者等の育成対策 認定農業者制度の有効活用を図り、これまで以上に個別経営については、可能な限り認定農業者へ誘導するとともに、担い手確保が困難な地区では積極的に集落営農の組織化を進める方向とする。 特に本町はこれまで、各部農会単位で良質米生産組合が生育調査や食味管理を行い、生産技術の向上に努めてきた経緯がある。また、御殿場小山中核農業者協議会の作目別部会では、生産コストの低減や品質向上のための技術改善等を研究していることから、今後も作物別部会の活発な活動を支援する。</p> <p>(2) 農地中間管理（農地バンク）事業、利用権設定等促進事業等による農用地の集積・集約化対策 農業委員会等による農地集積・集約化掘り起こし活動の強化や、人・農地プランの実質化の取組推進等を通じて、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を促進する。また、本町、農業委員会、御殿場農業協同組合は、農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動、情報交換、事業協力等を進め、農地バンク事業を促進する。</p> <p>(3) 農作業の受委託の促進対策 農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等を進め、農作業の受委託による実質的な作業単位の拡大を図る。</p> <p>(4) 地力の維持増進対策 町内での効率的な堆肥供給システムの研究を活用し、耕種農家と畜産農家の連携強化により、家畜排せつ物の適正な管理・利用を推進し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用していく。</p> <p>3 森林の整備その他林業の振興との関連 本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、林業は農閑期に限られ、健全な森林の育成が成されていない。今後、森林経営管理制度の活用により、行政に経営管理を委託したり、農作業の受委託や人・農地プランを踏まえた農地中間管理（農地バンク）事業等により、農用地の利用権の設定等ができる体制作りを推進するなど、農業経営と林業経営の安定した両立を図る。</p> |

第6 農業近代化施設の整備計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|---|
| <p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本町の農業は、農産物の輸入自由化や、全般的な交通輸送網の整備や保蔵・輸送技術の発達による産地間競争の激化などにより、様々な問題を抱えている。</p> <p>このような厳しい現状に対応するためには、予冷施設の整備、共販体制の確立など農業施設の近代化を推進し、より高品質で生産性の高い農業を確立することが重要となる。</p> <p>近年は、食品の安全・安心はもとより、エシカル消費に対して消費者の関心が高まっているため、環境負荷軽減に取り組み、みどり認定者の育成等を通じた環境保全型農業の推進や、消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりと消費者への適切な情報提供を可能とするトレーサビリティシステムの導入等が必要となっている。</p> <p>さらに新東名高速道路の開通等による交通利便性の向上を契機として、農林産物等の地域資源の有効活用による6次産業化や、ブランド化の推進が期待されている。また、豊富に存在する木質バイオマスを活用した農林業等、地域経済の維持、活性化も重要な課題となっている。</p> <p>これらを踏まえた作目別の近代化施設の整備方向は、次のとおりである。</p> <p>(1) 水稲</p> <p>本町では、基幹作物である水稲を中心とした栽培が行われている。水田は比較的平坦地に広がっているが、それ以外の中山間農地は、小区画不整形で農道、用排水路が未整備のため、農作業の機械化は遅れている。</p> <p>今後は、効率的な機械導入を行うための基盤整備を実施し、農地の集約・集積を推進するとともに、農作業の受委託や育苗施設の共同化を進める。</p> <p>また、ほ場整備の実施とあわせて ICT を活用した水管理システムの導入や、ドローン等の活用による農作業の省力化など、スマート農業の研究・検討を推進する。</p> <p>さらに、種子更新率の向上、トレーサビリティシステムの導入および地図情報管理システム、食味計を活用した良食味米の生産に取り組むとともに、減農薬・減化学肥料による安全・安心な「エコ栽培米」の生産により、高付加価値化と消費者に信頼される米づくりを推進する。加えて、クラフトビールや米原料を使用したバームクーヘン、地域特産品である餅米「峰の雪もち」の6次産業化の推進による新たな米の利用拡大にも取り組み、道の駅、足柄 SA 等における販売を通じて需要の拡大を図る。</p> <p>(2) 水かけ菜</p> <p>基幹作物である水稲の裏作として定着している水かけ菜は、現在、阿多野地区を中心に栽培が行われており、本町の特産物として、道の駅や富士伊豆農業協同組合のファーマーズマーケットでも販売の目玉となっている。しかし、時期的に収穫期間が短く、清涼な湧水を必要とするなど、生産地の拡大が困難な上、収穫が冬期の手作業となり、重労働と農家の高齢化により、生産の拡大が進んでいない。また、食品衛生法改正による営業許可の取得や施設基準が定められ、作付面積がより減少することが懸念されたことから、令和4年から令和5年に水かけ菜漬を生産する農業者に対し、小山町漬物製造等事業継続支援助成金による支援を行った。</p> <p>今後も系統選抜等による優良品種の確保を図るとともに、出荷時期の延長や、漬物以外のふりかけやお茶漬けといった加工食品の開発を積極的に行う。また、将来的には、6次産業化を図り、流通・加工・販売を一体化する直売施設の整備や、冷凍施設の設置によって販売・出荷時期延長等を行い、通年供給できる体制への転換を検討していく。</p> | <p>1 農業近代化施設の整備の方向</p> <p>本町の農業は、農産物の輸入自由化、全般的な交通輸送網の整備や保蔵・輸送技術の発達による産地間競争の激化などにより様々な問題を抱えている。</p> <p>このような厳しい現状に対応するためには、予冷施設の整備、共販体制の確立など農業施設の近代化を推進し、より高品質で生産性の高い農業を確立することが重要となる。</p> <p>また、近年、食品の安全・安心に対して消費者の関心が高まっているため、エコファーマーの育成等を通じた環境保全型農業の推進や、消費者ニーズに対応した売れる農産物づくりと消費者への適切な情報提供を可能とするトレーサビリティシステムの導入等が必要となっている。</p> <p>さらに新東名高速道路の開通等による交通利便性の向上を契機として、農林産物等の地域資源の有効活用による6次産業化やブランド化の推進が期待されている。また、豊富に存在する木質バイオマスを活用した農林業等、地域経済の維持、活性化も重要な課題となっている。</p> <p>これらを踏まえた作目別の近代化施設の整備方向は次のとおりである。</p> <p>(1) 水稲</p> <p>本町では、基幹作物である水稲を中心とした栽培が行われている。水田は比較的平坦地に広がっているが、それ以外の中山間農地は、小区画不整形で農道、用排水路が未整備のため農作業の機械化は遅れている。</p> <p>今後は、効率的な機械導入を行うための基盤整備を実施し、農地の集団化を進めるとともに、農作業の受委託や育苗施設の共同化を進める。</p> <p>また、ほ場整備の実施とあわせて ICT を活用した水管理システムの導入を推進する。</p> <p>さらに、種子更新率の向上やトレーサビリティシステムの導入および地図情報管理システム、食味計を活用した良食味米の生産に取り組むとともに、減農薬・減化学肥料による安全・安心な「エコ栽培米」の生産により、消費者に信頼される米づくりを推進する。加えて、米粉を使用したバームクーヘン等、6次産業化の推進による新たな米の利用拡大にも取り組む。</p> <p>(2) 水かけ菜</p> <p>基幹作物である水稲の裏作として定着している水かけ菜は、現在阿多野地区を中心に栽培が行われており、本町の特産物として道の駅や御殿場農業協同組合のファーマーズマーケットでも販売の目玉となっている。しかし、時期的に収穫期間が短く、清涼な湧水を必要とするなど、生産地の拡大が困難な上、収穫が冬期の手作業となり、重労働と農家の高齢化により、生産の拡大が進んでいない。</p> <p>今後も系統選抜等による優良品種の確保を図るとともに、出荷時期の延長や漬物以外のふりかけやお茶漬けなど、加工食品の開発を積極的に行う。また、将来的には、流通・加工・販売を一体化する直売施設の整備や冷凍施設の設置による販売・出荷時期の延長等通年供給できる体制への転換を検討していく。</p> <p>(3) 畜産（乳用牛）</p> <p>野ぶきはJ A伊豆太陽で荷造りや選別の統一をされ、市場で高い評価を得ている。栽培の手間が少なく鳥獣被害も少ないことから、担い手の高齢化等により管理が困難になった農地での省力化作物として位置づけ、生産の拡大を図るとともに講習会等により品質の向上・生産の安定化を図る。</p> <p>また、しずおか食セレクションにも認定されブランド化が進んでいるため、加工販売なども視野に入れ、本町の特産品として位置づけ、地域の活性化を図る。</p> |

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|---|--|
| <p>(3) わさび わさびについては、栽培できる適地が限られていることもあり、生産量および栽培面積は横ばいとなっている。わさび栽培は急峻な場所で行われることが多いため機械化も難しいが、近年、技術改革によりわさび田による栽培が比較的簡単にできるようになった。この本町の地域独自の栽培方式として確立した「北駿式」は、日本農業遺産に認定された静岡県内で行われている「静岡水わさびの伝統栽培」のひとつである。 今後は、病害虫防除体系の確立を検討するとともに、葉や茎の加工等の6次産業化の研究を進め、産地としてのさらなる安定化を目指す。</p> <p>(4) 施設園芸（トマト） 本町の施設園芸は、上野地区でトマト栽培が行われている。「金太郎トマト」として道の駅「ふじおやま」で販売している。今後も、6次産業化への支援、省エネルギー化への支援を行い、経営の安定化と所得向上を図っていく。 一方、湯船原地区では、バイオマス資源活用等産業拠点整備が進められており、次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用した低コスト耐候性ハウスのほか、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入や被覆多層化、高度環境制御技術による施設内環境の最適化、育苗のための植物工場等、先端技術を集積し再生可能な地域資源を活用した県内最大規模のトマト等の生産団地が令和4年に整備された。富士小山次世代園芸拠点では、高糖度トマト「アメーラ」とミニトマト「アメーラルビズ」などが生産・出荷されている。併せて、大規模施設園芸から発生する残渣等の堆肥化など、循環型農業の推進に取り組んでいる。</p> <p>(5) 施設園芸（リーフレタス） 本町の施設園芸（リーフレタス）は、富士小山次世代園芸拠点の一部(4.7ha)で生産されている。令和5年9月に(株)富士のふもと農園が生産技術高度化施設の導入により、リーフレタスの周年生産体制を確立し、年間約1,247tのリーフレタスを生産している。また、夏場の品薄の時期に、約100万株のリーフレタスを出荷することで、年間を通じスーパーへの安定供給を実現させている。</p> <p>(6) さつまいも 一部生産者に留まっているさつまいも等の栽培を全町的に広げて、当町の新たな特産品を目指していく。富士伊豆農業協同組合ではさつまいもの6次産業化の取組として、平成29年度に「御殿場・小山さつまいも加工品生産組合」を設立し、さつまいも加工品による農家所得の安定を図っている。本町としても御殿場・小山地区における干し芋を地域特産物とするため、販路の拡大を目指し町内の道の駅等での販売を進めていく。 加工の際、端材の発生が課題となっているため、今後は端材の利活用についてもスイーツ等に利用できないか研究していく。</p> <p>(7) 大豆 大豆については、大部分が水田で作付されており、これまで単収向上や高品質化に向け、排水対策や雑草対策、病害虫対策、適期収穫等の基本技術の徹底を図ってきたが、対策が不十分で単収の低下を招いており、是正が必要となっている。 実需者との結び付きも強いことから、今後は生産調整の基幹作物として更なる作付拡大を目指す。このため、排水対策や病害虫防除、適期収穫等の徹底による高品質化を図るとともに、機械の導入による省力化や産地交付金を活用した生産性・収益の高い産地づくりを推進し、特に担い手による作付面積拡大、単収・品質の向上を目指す。</p> | <p>(4) わさび わさびについては、栽培できる適地が限られていることもあり、生産量の拡大については進んでいない。近年、技術改革によりわさび田による栽培が比較的簡単にできるようになったため、病害虫防除体系の確立を検討し、産地化を目指す。</p> <p>(5) 施設園芸（トマト） 本町の施設園芸は、上野地区でトマト栽培が行われている。「金太郎トマト」として道の駅「ふじおやま」で販売されているほか、規格外品を利用した新たな商品の開発を目指し6次産業化への取組も行われている。 今後も、6次産業化への支援、省エネルギー化への支援を行い、経営の安定化と所得向上を図っていく。 また、湯船原地区では、バイオマス資源活用等産業拠点整備が進められており、次世代施設園芸導入加速化支援事業を活用した低コスト耐候性ハウスのほか、育苗のための植物工場等、先端技術を集積し地域資源を活用した県内最大規模のトマト等の生産団地を整備していく。</p> <p>(6) 大豆 本町では温暖な気候を活かして、切り花類のハウス栽培が行われているが、近隣市町村に比べると花きの生産額は低く、生産組織の体制整備も遅れている。今後は、近年生産が盛んになっている花麦栽培など、市場のニーズに合致した作付けを推進し、花きの生産量を維持していく。</p> <p>(7) さつまいも 近御殿場農業協同組合ではさつまいもの6次産業化の取組として、平成29年度に「JA御殿場さつまいも加工組合」を設立し、さつまいも加工品による農家所得の安定を図っている。本町としても御殿場・小山地区における干し芋を地域特産物とするため、販路の拡大を目指し町内の道の駅等での販売を進めていく。 加工の際、端材の発生が課題となっているため、今後は端材の利活用についてもスイーツ等に利用できないか研究していく。</p> |

変更案

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の 種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 | | | 利用 組織 | 対図 番号 | 備考 |
|-------------|----------|----------|------------------|-----------------|----------|----------|-------------|
| | | 受益 地区 | 受益 面積 (ha) | 受益 戸数 (戸) | | | |
| 次世代施設 園芸 | 種苗生産施設一式 | 全地区 | — | 富士のふもと農 園 | — | 1 | R8 湯船原地区 |

(注) 農業近代化施設整備計画図 (別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型である。そのため、農業の省力化・経営の合理化により余剰労働力を林業に投資し、林業の振興を図っていくことが求められる。

今後は、農業施設等へのペレット温風機導入や、木質バイオマス発電施設の整備など、木材のエネルギー利用の取組を進めていく。

変更前 (現在)

2 農業近代化施設整備計画

| 施設の 種類 | 位置及び規模 | 受益の範囲 | | | 利用 組織 | 対図 番号 | 備考 |
|-------------|---|----------|------------------|-----------------------|----------|----------|-----------------|
| | | 受益 地区 | 受益 面積 (ha) | 受益 戸数 (戸) | | | |
| 地場産品 販売所 | 販売施設 一式 | 全地区 | — | — | — | 1 | 足柄SA周辺 大型ホテル |
| 次世代 施設園芸 | 園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式 | 全地区 | — | (株)サンファーム 富士小山 (仮) | — | 2 | 湯船原地区 |
| 次世代 施設園芸 | 園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式 | 全地区 | — | (株)サラダボウル | — | | 湯船原地区 |

(注) 農業近代化施設整備計画図 (別添)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型である。そのため今後は、農業の省力化、経営の合理化により余剰労働力を林業に投資し、林業の振興を図っていく。

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------|--------|--------|--------|------|----|------|--|--|--|--|--|---|-------|-------|--------|--------|------|----|------|--|--|--|--|--|
| <p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>他産業に比べ、安定した生産や所得の確保が遅れていることから、農家の減少が進み、農業生産力の弱体化が進行している。</p> <p>また、近年の新規就農者は、ほとんどが他産業からの参入者であり、これら就農希望者に対する農業技術の習得の場は少なく、わずかな農家の受入れにより対応しているのが現状である。今後は、新規就農者を含む意欲ある農業者等を確保した上で、本県農業の中心的な担い手である認定農業者等を育成し、これらを核とした農業構造の構築が必要である。</p> <p>そのため今後は、新規就農者の確保と担い手の育成のため、地域おこし協力隊（農業）の募集や、がんばる新農業人支援事業等を活用し、多様な担い手に対応した情報提供や研修機会の充実を図っていく。</p> <p>また、足柄ふれあい公園に併設するふれあい農園では、農業体験機会を提供している。今後も、農業に親しむ場を継続して提供することで、農業への理解と関心を深め、新たな担い手の確保に努めていくほか、農業体験を推進し、首都圏に近い優位性を活かした交流を創出する。</p> <p>さらに、湯船原地区で整備したトマト等の野菜生産団地では、生産に携わる人材を30名程度雇用しており、今後の規模拡大も予定されていることから、今後も雇用創出への取組を継続して支援していく。</p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">施設の種類</th> <th style="width: 12.5%;">施設の内容</th> <th style="width: 12.5%;">位置及び規模</th> <th style="width: 12.5%;">施設の対象者</th> <th style="width: 12.5%;">対図番号</th> <th style="width: 12.5%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>本町の新規就農者は過去5年間で2人であり、過去10年間横ばいの状況となっている。加えて、農業従事者の高齢化が進行していることから、今後も本町が水稻・水かけ菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。そのため、新規就農者育成総合対策やがんばる新農業人支援事業等を活用し、新規就農者の経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、就農準備等に必要な資金手当てや農地の取得などへの支援等を町、農業委員会、農業協同組合など関係機関と一体となって行う。</p> <p>また、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、その発展を支援する地域計画に基づく農地中間管理事業の推進等その他の措置を総合的に実施する。</p> <p>一方、町内農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に参加を呼びかける等、地域農業への積極的な参加・協力を促進するとともに、担い手としての能力を十分に発揮するための研修等を充実する。また、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善にも取り組み、休日制の導入や、農福連携の取組の推進、高齢者・非農家等の労働力の活用等を検討する。</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本町の森林は、経営形態のほとんどが農業複合型であり、生産活動は厳しい状況にある。今後は、林業経営の安定化を図るため、林業団体の育成・強化に努めるとともに管理の行き届いた良好な森林の育成に努め、保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化などの多面的機能を持つ森林の保全・確保を推進する。あわせて、森林認証の取得による適切な森林の管理・経営や、森林所有者が自ら所有する森林を適切に管理できるような取組を推進する。</p> | 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 | 該当なし | | | | | | <p>1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向</p> <p>他産業に比べ、安定した生産や所得の確保が遅れていることから、農家の減少が進み、農業生産力の弱体化が進行している。</p> <p>また、近年の新規就農者は、他産業からの参入者がほとんどで、これら就農希望者に対する農業技術の習得の場は少なく、わずかな農家の受入れにより対応している。</p> <p>そのため今後は、新規就農者を確保し、担い手を育成していくために、がんばる新農業人支援事業等を活用し、多様な担い手に対応した情報提供や研修機会の充実を図っていく。</p> <p>また、足柄ふれあい公園に併設するふれあい農園では、農業体験機会を提供している。今後も、農業に親しみ接する機会を提供することにより農業への理解と関心を深め、新たな担い手の確保に努めていく。</p> <p>さらに、湯船原地区で整備を進めているトマト等の野菜生産団地では、生産に携わる人材を30名程度雇用しており、今後さらに規模拡大する予定となっているため、今後も雇用創出への取組を継続して支援していく。</p> <p>2 農業就業者育成・確保施設整備計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">施設の種類</th> <th style="width: 12.5%;">施設の内容</th> <th style="width: 12.5%;">位置及び規模</th> <th style="width: 12.5%;">施設の対象者</th> <th style="width: 12.5%;">対図番号</th> <th style="width: 12.5%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 農業を担うべき者のための支援の活動</p> <p>本町の過去5年間新規就農者は1人であり、過去10年間横ばいの状況となっている。しかも農業従事者は高齢化しており、今後も本町が水稻・水かけ菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。そのため、農業次世代人材投資資金制度やがんばる新農業人支援事業等を活用し、新規農業者の経営が円滑にスタートし、その後も確実に経営が継続されるよう、就農準備等に必要な資金手当てや農地の取得などへの支援等を町、農業委員会、御殿場農業協同組合など関係機関と一体となって行う。</p> <p>さらに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営での実践的研修等を通じて、担い手の育成を積極的に推進する。</p> <p>一方、町内農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に参加を呼びかける等、地域農業への積極的な参加・協力を促進するとともに、担い手として女性の能力を十分に発揮するための研修等を充実する。また、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、農福連携の取組や、高齢者、非農家等の労働力の活用等を検討する。</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本町の森林は、経営形態のほとんどが農業複合型であり、生産活動は厳しい状況にある。今後は、林業経営の安定化を図るため、林業団体の育成・強化に努めるとともに管理の行き届いた良好な森林の育成に努め、保水や災害を防ぐ国土保全、大気浄化などの多面的機能を持つ森林の保全・確保を推進する。</p> | 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 | 該当なし | | | | | |
| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の種類 | 施設の内容 | 位置及び規模 | 施設の対象者 | 対図番号 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

変更案

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

第1次産業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、農業後継者の減少が進む一方で、安定した収入や休日求めて、第2次、第3次産業に就業する農業者が年々増えている。

しかしながら、一部の農業従事者は、日雇や、臨時雇用として生計を立てているため、生活の安定が課題となっている。そのため、就業相談の推進を図り、農閑期における雇用対策の充実を図る。

今後は、離農や兼業化が進む中で、農業従事者の希望にかなった就業機会を確保するため、東名高速道路(足柄SA・スマートIC)、新東名高速道路((仮称)小山PA・スマートIC)への良好なアクセスという立地優位性を活かし、本町や御殿場市内の至近距離の農村地域における整備された工業団地等へ優良企業を積極的・計画的に誘致して、兼業農家や半農半Xに対する雇用の場の創出と定住人口の増加を目指す。あわせて、ファームバレープロジェクト(富士山麓先端健康産業集積プロジェクト)を推進し、地元中小企業の活性化と健康・医療企業の誘致を図る。

さらに、フロンティアを拓く取組の推進により、既存産業の高度化、高付加価値化を図るとともに、特色ある地域産業の振興を推進し、安定的な就業の場の確保に努める。

単位：人

| 区分 | | 従業地 | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| I | II | 町内 | | | 町外 | | | 合計 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 4 |
| | 鉱業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 建設業 | 12 | 5 | 17 | 12 | 2 | 14 | 24 | 7 | 31 |
| | 製造業 | 42 | 19 | 61 | 85 | 8 | 93 | 127 | 27 | 154 |
| | 卸・小売業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 4 |
| | 金融・保険業 | 2 | 3 | 5 | 22 | 4 | 26 | 24 | 7 | 31 |
| | 不動産業 | 4 | 4 | 8 | 2 | 3 | 5 | 6 | 7 | 13 |
| | 運輸・通信業 | 8 | 0 | 8 | 8 | 4 | 12 | 16 | 4 | 20 |
| | 電気・ガス・水道業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 |
| | サービス業 | 48 | 45 | 93 | 80 | 68 | 148 | 128 | 113 | 241 |
| 公務 | 30 | 24 | 54 | 32 | 12 | 44 | 62 | 36 | 98 | |
| 小計 | 150 | 100 | 250 | 247 | 105 | 352 | 397 | 205 | 602 | |
| 自営業 | 漁業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 2 | 2 | 4 | 2 | 0 | 2 | 4 | 2 | 6 |
| | 製造業 | 2 | 3 | 5 | 2 | 0 | 2 | 4 | 3 | 7 |
| | 卸・小売業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不動産業 | 7 | 5 | 12 | 2 | 2 | 4 | 9 | 7 | 16 |
| | 運輸・通信業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 電気・ガス・水道業 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | サービス業 | 14 | 17 | 31 | 8 | 2 | 10 | 22 | 19 | 41 |
| 公務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 小計 | 33 | 29 | 62 | 14 | 4 | 18 | 47 | 33 | 80 | |
| 出稼ぎ | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日雇 | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |

変更前 (現在)

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

第1次産業を取り巻く厳しい労働環境や経営環境などにより、農業後継者の減少が進む中、安定した収入や休日求めて、第2次、第3次産業に就業する農業者が年々増えている。

しかしながら、一部の農業従事者は、日雇、臨時雇用として生計を立てているため、就業相談の推進を図り、農閑期における雇用対策の充実を図る。

今後は、離農や兼業化が進む中で、農業従事者の希望にかなった就業機会を確保するため、本町や御殿場市内の至近距離の農村地域へ優良企業を積極的・計画的に誘致していく。

また、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進により、既存産業の高度化、高付加価値化を図るとともに、ふるさとおこしなど特色ある地域産業の振興を推進し、安定的な就業の場の確保に努める。

単位：人

| I | II | 従業地 | | | | | | | | |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 町内 | | | 町外 | | | 合計 | | |
| | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 恒常的勤務 | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 4 |
| | 鉱業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 建設業 | 15 | 7 | 22 | 15 | 2 | 17 | 30 | 9 | 39 |
| | 製造業 | 53 | 24 | 77 | 112 | 10 | 122 | 165 | 34 | 199 |
| | 卸・小売業 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 | 3 | 2 | 5 |
| | 金融・保険業 | 3 | 3 | 6 | 29 | 5 | 34 | 32 | 8 | 40 |
| | 不動産業 | 5 | 5 | 10 | 3 | 3 | 6 | 8 | 8 | 16 |
| | 運輸・通信業 | 11 | 0 | 11 | 11 | 5 | 16 | 22 | 5 | 27 |
| | 電気・ガス・水道業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 |
| | サービス業 | 62 | 57 | 119 | 103 | 91 | 194 | 165 | 148 | 313 |
| 公務 | 39 | 30 | 69 | 41 | 15 | 56 | 80 | 45 | 125 | |
| 小計 | 192 | 126 | 318 | 321 | 135 | 456 | 513 | 261 | 774 | |
| 自営業 | 漁業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 3 | 2 | 5 | 3 | 0 | 3 | 6 | 2 | 8 |
| | 製造業 | 3 | 3 | 6 | 2 | 0 | 2 | 5 | 3 | 8 |
| | 卸・小売業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 金融・保険業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 不動産業 | 8 | 7 | 15 | 3 | 2 | 5 | 11 | 9 | 20 |
| | 運輸・通信業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | 電気・ガス・水道業 | 3 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 5 |
| | サービス業 | 18 | 21 | 39 | 10 | 2 | 12 | 28 | 23 | 51 |
| 公務 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 小計 | 41 | 35 | 76 | 18 | 4 | 22 | 59 | 39 | 98 | |
| 出稼ぎ | 小計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 日雇臨時雇 | 漁業 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建設業 | 2 | 0 | 2 | 3 | 0 | 3 | 5 | 0 | 5 |
| | 製造業 | 2 | 17 | 19 | 5 | 3 | 8 | 7 | 20 | 27 |
| | 卸・小売業 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 金融・保険業 | 2 | 5 | 7 | 0 | 2 | 2 | 2 | 7 | 9 |
| | 不動産業 | 3 | 2 | 5 | 2 | 7 | 9 | 5 | 9 | 14 |
| 運輸・通信業 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 4 | |

| 変 更 案 | | | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 臨時雇 | 鉱 業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 建 設 業 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 4 | 0 | 4 |
| | 製 造 業 | 2 | 14 | 16 | 4 | 3 | 7 | 6 | 17 | 23 |
| | 卸・小売業 | 2 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 4 |
| | 金融・保険業 | 2 | 4 | 6 | 0 | 2 | 2 | 2 | 6 | 8 |
| | 不動産業 | 2 | 2 | 4 | 2 | 5 | 7 | 4 | 7 | 11 |
| | 運輸・通信業 | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 4 | 4 |
| | 電気・ガス・水道業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | サービス業 | 11 | 52 | 63 | 12 | 41 | 53 | 23 | 93 | 116 |
| | 公 務 | 2 | 5 | 7 | 2 | 3 | 5 | 4 | 8 | 12 |
| | 小 計 | 25 | 81 | 106 | 23 | 56 | 79 | 48 | 137 | 185 |
| 総 計 | 208 | 210 | 418 | 284 | 165 | 449 | 492 | 375 | 867 | |

(注) 1 目標：令和17年(2035年)
2 資料：農林業センサス、令和6年度農業振興地域整備計画基礎調査(就業機会の現況及び見通し)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、農業従事者に対する就業相談活動、企業等進出における地域関係者等との連絡調整、地場産業への就業者の確保等の施策を行う。この基礎的な資料とするため、定期的にアンケート調査を実施し、農業従事者の就業状況と就業意向等を把握する。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

現在、町商工会において就業斡旋、就業指導及び保険等の指導を行っているが、今後は町、企業、職業安定所の3者の連携を密にして雇用情報の収集に努め、現在町内に建設中の工業団地を中心に地元農業従事者の企業への就業につなげていく。また、小山町進出企業従業員の定住促進施策を構築するほか、UIJターナーの増加対策に取り組む。

(3) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

今後、フロンティアを拓く取組の一環として、優良企業を積極的に誘致していく予定である。そのため、企業用地として企業誘致が可能な地域の地権者及び地域関係者等の意向を十分に調査したうえで、農業従事者の就業機会の確保が期待できる企業の計画的な導入を検討する。また、企業の導入にあたっては、農業と工業の調和のある発展を図るとともに、就業機会の創出と地域の活性化を推進する。

(4) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業者の確保対策

フロンティアを拓く取組の観光拠点整備により都市との交流を広げるとともに、地場産品販売所、大規模施設園芸施設等の整備により、地域の担い手が活躍できる就業機会の拡大を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|------------|----------|-------|----------|------|----|
| | | 受益地区 | 受益面積(ha) | | |
| 富士小山企画 | 新規就農者の募集 | 全地区 | — | 1 | |
| サンファーム富士小山 | 新規就農者の募集 | 全地区 | — | 2 | |

| 変 更 前 (現 在) | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| | 電気・ガス・水道業 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| | サービス業 | 14 | 65 | 79 | 15 | 53 | 68 | 29 | 118 | 147 |
| | 公 務 | 3 | 7 | 10 | 3 | 3 | 6 | 6 | 10 | 16 |
| | 小 計 | 30 | 100 | 130 | 29 | 70 | 99 | 59 | 170 | 229 |
| 総 計 | 263 | 261 | 524 | 368 | 209 | 577 | 631 | 470 | 1,101 | |

(注) 1 目標：令和12年(2030年)
2 資料：農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 農業従事者の就業意向等を把握するための対策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、農業従事者に対する就業相談活動、企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整、地場産業への就業者の確保等の施策を行う。この基礎的な資料とするため、定期的にアンケート調査を行い農業従事者の就業状況と就業意向等を把握する。

(2) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

現在、町商工会において就業斡旋、就業指導及び保険等の指導を行っているが、今後は町、企業、職業安定所の3者の連携を密にして雇用情報の収集に努め、現在町内に建設中の工業団地を中心に地元農業従事者の企業への就業につなげていく。

(3) 企業等進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

今後、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の一環として、優良企業を積極的に誘致していく予定である。そのため、企業用地として企業誘致が可能な地域の地権者及び地域関係者等の意向を十分に調査したうえで、農業従事者の就業機会の確保が期待できる企業を計画的に導入することを検討する。また、企業の導入にあたっては農業と工業の調和のある発展を図り、就業機会の創出及び地域の活性化を推進する。

(4) 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業者の確保対策

“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の観光拠点整備により都市との交流を広げるとともに、地場産品販売所、大規模施設園芸施設等の整備により6次産業化を推進し、地域の担い手が活躍できる就業機会の拡大を図っていく。

3 農業従事者就業促進施設

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 対図番号 | 備考 |
|---------|--|-------|----------|------|-------------|
| | | 受益地区 | 受益面積(ha) | | |
| 地場産品販売所 | 販売施設 一式 | 全地区 | — | 1 | 足柄SA周辺大型ホテル |
| 次世代施設園芸 | 園芸施設 一式 エネルギー供給施設 一式 種苗生産施設 一式 集出荷施設 一式 | 全地区 | — | 2 | 湯船原地区 |

| 変 更 案 | | | | | | 変 更 前 (現 在) |
|--|----------------|-----|---|---|--|---|
| サンファーム令和 | 新規就農者の募集 | 全地区 | — | 3 | | |
| 富士のふもと農園 | 新規就農者、技能実習生の募集 | 全地区 | — | 4 | | |
| <p>(注) 農業従事者就業促進施設整備計画図 (別図)</p> <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、今後は、フロンティアを拓く取組における湯船原地区内の林業エリアに設置された原木流通センターや木質バイオマス発電所などの林業関連施設や、林業事業者との連携による雇用の場の拡大により、農業従事者の安定した就業を図る。</p> <p>また、本町の木材ブランド「富士山一金時材」の普及と販売促進に取り組み需要の拡大を図ることで林業の成長産業化を進め、雇用の創出など地域経済の活性化を図る。</p> | | | | | | <p>4 森林の整備その他林業の振興との関連</p> <p>本町の林業は、経営形態のほとんどが農業複合型であることから、今後は、“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組における湯船原地区内の林業エリアに設置された原木流通センターや木質バイオマス発電所などの林業関連施設や、林業事業者との連携による雇用の場の拡大により、農業従事者の安定した就業を図る。</p> |

第9 生活環境施設の整備計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|---|--|
| <p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>少子高齢化が急速に進むと同時に、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、ICTの急速な発展など、目まぐるしく変化する社会に起因する地域課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために広がった対面交流機会の縮小などによって、地域コミュニティはこれまでの繋がりを維持することが困難な状況になり、衰退や崩壊が懸念されつつある。</p> <p>このような中、今後、農村の活性化と本町農業の持続的発展を図るためには、都市との交流や地域におけるコミュニティ活動を促進するとともに、担い手の確保とその定住条件の整備を図ることが必要になっている。</p> <p>そのため、集落道・農村公園をはじめとする生活環境施設について、安全性、保健性、利便性等の向上を図るための整備の検討を進め、町総合計画に掲げる「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を目指すこととする。</p> <p>なお、施設の整備にあたっては、施設を利用する地域住民の創意と工夫を活かし、地域特性に配慮した画一的でない施設整備を推進するとともに、住民の自主的な活動による施設の維持・運営が適正に行われるように誘導する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>ア 防災</p> <p>本町は地理的な特異性から急傾斜地が多く、過去において幾度となく、梅雨や台風の時期に水害や山崩れ等の被害が発生している。また、町内では、最も被害が甚大と予想されている相模トラフ沿いで発生する地震や、広域被災が予想される南海トラフ等の巨大地震、富士山火山災害など大規模災害の発生が懸念される。</p> <p>今後も引き続き、小山町地域防災計画等に基づいて、自主防災組織の育成・強化など防災体制の充実を図るとともに、適切な土地利用指導により地下水涵養機能を維持するなど治山・治水事業等を進め、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>イ 防火</p> <p>本町の消防及び水防は、御殿場市・小山町広域行政組合による常備消防と、町消防団による非常備消防により構成されている。今後も、消防隊員の育成・確保や、消防車両、消防器具・施設等の整備を進め、町民が安心して生活できるよう消防・救護体制の充実を図っていく。また、消防自動車等緊急車両の大型化や職員数の増加に対応し、消防・救急、及び様々な災害に迅速かつ適切に対応できるようにするため、老朽化した小山消防署（消防庁舎）の建替えを進めており、令和8年度に完成予定である。</p> <p>ウ 交通安全</p> <p>本町の交通事故は、国道や県道などの通過交通量の多い主要道路に多く発生しており、また、高齢化の進行に伴い高齢運転者による事故の増加も懸念される。今後、新東名高速道路の開通をはじめとした広域交通網の整備等により、さらなる交通量の増加と、それに伴う事故の増加が予測される。</p> <p>こうした状況を踏まえ、現在実施している交通安全教育・運動を推進するとともに、信号機やカーブミラー等の整備及び歩道の設置・整備、地域の実情に対応した交差点の改良や歩道の設置などを進め、道路交通環境の向上に努めていく。また、高齢者を対象とした交通安全啓発や、急発進抑制装置等の普及、免許証自主返納高齢者の利便性向上に係る制度等の構築に取り組む。</p> <p>エ 防犯</p> <p>本町は防犯対策として、地域安全活動や青少年非行防止活動を防犯関係機関・団体が連携し推進している。しかし、空き家等の増加による地域の安全性の低下や、振り込め詐欺や悪質商法、フィッシング詐欺などイン</p> | <p>1 生活環境施設の整備の目標</p> <p>本町では、都市化や混住化、核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い、地域社会における町民の連帯感が希薄化し、地域のコミュニティ活動に支障を来しているところがある。</p> <p>また近年、人口の減少が進むとともに少子高齢化が進み、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</p> <p>このような中、今後、農村の活性化と本町農業の持続的発展を図るためには、都市との交流や地域におけるコミュニティ活動を促進するとともに、担い手の確保とその定住条件の整備を図ることが必要になっている。</p> <p>そのため、集落道・農村公園をはじめとして安全性、保健性、利便性等の向上を図る生活環境施設整備の検討を進め、町総合計画に掲げる「富士をのぞむ 活気あふれる 交流のまち おやま」を目指すこととする。</p> <p>なお、施設の整備にあたっては、施設を利用する地域住民の創意と工夫をいかして、地域特性に配慮した画一的でない施設整備を推進するとともに、住民の自主的な活動による施設の維持・運営が適正に行われるように誘導する。</p> <p>(1) 安全性</p> <p>ア 防災</p> <p>本町は地理的な特異性から急傾斜地が多く、過去において幾度となく、梅雨や台風の時期に水害や山崩れ等の被害が発生している。また、平成26年2月の1mを超す記録的な積雪では、須走地区で一時3千人が孤立したほか、水かけ菜等農作物への被害も大きなものとなった。</p> <p>今後は、小山町地域防災計画に基づいて、自主防災組織の育成・強化など防災体制の充実を図るとともに、治山・治水事業等を進め、災害に強いまちづくりを推進する。</p> <p>イ 防火</p> <p>本町の消防及び水防は、御殿場市・小山町広域行政組合による常備消防と、町消防団による非常備消防により構成されている。今後も、消防車両、消防器具・施設等の整備を進め、町民が安心して生活できるよう消防救急体制の充実を図っていく。</p> <p>ウ 交通安全</p> <p>本町の交通事故は、国道や県道などの通過交通量の多い主要道路に多い。今後、新東名高速道路の開通などの広域交通網の整備等による交通量の増加に伴い、交通事故の増加も懸念されることから、関係機関との連携を図りながら、現在実施している交通安全教育・運動を推進するとともに、信号機やカーブミラー等の整備及び歩道の設置、地域の実情に対応した交差点の改良や歩道の設置などを進め、道路交通環境の向上に努めていく。</p> <p>エ 防犯</p> <p>本町は防犯対策として、地域安全活動や青少年非行防止活動を防犯関係機関・団体が連携し推進している。今後も地域住民の意識の高揚を図り、地域防犯体制の充実にも努めるとともに、青少年の非行防止対策、暴力・薬物乱用の追放、LED防犯灯の整備のほか、防犯メール配信システムの充実など安全な環境づくりを推進する。</p> |

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|--|
| <p>ターネットやスマートフォンを使った被害やトラブルなど、誰もが巻き込まれる可能性のある犯罪が増えている。今後も防犯カメラや防犯灯、道路標識の設置等のハード面の整備に加え、地域住民と連携した防犯体制の充実、防犯情報の提供、交通安全運動による啓発活動など、ソフト面の充実を図る。</p> <p>(2) 保健性</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>本町では、御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設「富士山エコパーク」で処理を行っている。本町のごみの排出量は全体で減少傾向にあるが、廃棄物の不法投棄も依然として大きな問題となっている。また、SDGsの多くの課題と関わる食品ロス削減や、3R運動、海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を展開し、資源循環型社会を目指す必要がある。引き続き、ごみの減量化、再利用の啓発・促進に努めるとともに、一般廃棄物処理場の適正な管理・運用等に努め、ごみの適正処理を推進する。また、家畜排せつ物や木材等のバイオマス資源の有効活用を推進し、環境と調和した循環型社会の形成を図っていく。</p> <p>イ 排水処理</p> <p>本町の農業振興地域の排水処理は、小山町生活排水処理長期計画に基づき、地区ごとに農業集落排水や個別処理など、処理方法を定めている。しかし、実際には社会的・経済的状況の変化により、農業集落排水の事業実績はなく、現状では個別処理の合併処理浄化槽で処理している。今後、状況の変化により、農業集落排水事業の廃止も含めた検討をしていく。また、河川・海の水質や自然環境の保全のため、下水道施設の適切な維持管理と合併浄化槽の設置を推進する。</p> <p>ウ 給水</p> <p>本町の水道は、上水道・簡易水道から構成されている。本町の水需要は、静岡県の前線推進区域の指定に伴い多くの開発が進められ、令和12年までは増加が見込まれている。今後も、安全でおいしい水道水の安定供給のために、配水池の整備や老朽管の布設替えなど、計画的な施設整備・拡充を図るとともに、簡易水道やその他専用水道などの給水施設は、順次上水道への統合を進めていく。特に、小山高区、大御神、滝沢、新柴配水池の耐震化対策の実施や能力増強、小規模加圧施設を可能な限り統廃合し集約化を図る。</p> <p>エ 保健</p> <p>本町では、令和6年3月に第4次小山町保健計画を策定し、「健康づくりを広げていく人々がくらす町・おやま」を目指して、健康診断、相談、教育等の各種保健事業を実施している。今後も、総合体育館や健康福祉会館等の拠点を活用し、町民の自主的な心と体の健康づくり活動を推進するための総合的な支援体制を整備する。また、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図る。</p> <p>オ 医療</p> <p>本町では、診療所の開設や自衛隊富士病院、御殿場市救急医療センターにより一般医療、休日医療とも充実に努めている。今後もかかりつけ医制度の啓発とともに、医療、福祉、保健分野の連携や広域連携、町民への周知と理解により、地域医療・救急医療体制の整備充実を図る。</p> <p>カ 公害防止</p> <p>先端技術の進出などによって工場の公害発生は少なかったが、令和4年度は大気4件、水質1件、騒音1件、悪臭1件の計7件の苦情が寄せられ、騒音は、東名高速道路をはじめとする主要幹線道路の自動車によるもので、公害苦情は、野焼きによるものだった。</p> <p>今後、騒音については、防音壁の設置や道路の改良舗装等の施策を講ずるほか、企業立地や道路新設に対して事前指導の強化や監視体制の確立に努める。</p> <p>また、堆肥の悪臭については、野積み禁止の徹底や散布後に早めの覆土や攪拌に努めていく。</p> | <p>(2) 保健性</p> <p>ア ごみ処理</p> <p>本町では御殿場市・小山町広域行政組合の処理施設によってごみ処理を行っているが、近年ごみの排出量は増加し、既存施設の老朽化もあって平成27年4月から、板妻・神場地先にごみ処理総合施設（ごみ焼却施設・ごみ再資源化施設）が稼働している。引き続き、ごみの減量化、再利用の啓発・促進に努めるとともに、一般廃棄物処理場の適正な管理・運用等に努め、ごみの適正処理を推進する。また、家畜排せつ物や木材等のバイオマス資源の有効活用を推進し、環境と調和した循環型社会の形成を図っていく。</p> <p>イ 排水処理</p> <p>本町の農業振興地域の排水処理は、小山町生活排水処理長期計画により地区ごとに農業集落排水や個別処理など処理方法を定めている。しかし、現実には社会的状況や経済的状況の変化から農業集落排水の事業実績はなく、個別処理の合併処理浄化槽で処理しているのが実情である。今後、状況の変化により、農業集落排水事業の廃止も含めた検討をしていく。</p> <p>ウ 給水</p> <p>本町の水道は、上水道・簡易水道から構成されている。今後は、より安全・安心・安定した供給を行うために配水池の整備や老朽管の布設替えなど、計画的な施設整備・拡充を図るとともに、簡易水道やその他の給水施設は、順次上水道への統合を進めていく。</p> <p>エ 保健</p> <p>本町では、平成25年3月に第3次小山町保健計画を策定し、「健康をつくる人々がくらす町・おやま」を目指して、健康診断、相談、教育等の各種保健事業を実施してきている。今後も「健康づくりはまちづくり」という原則に立ち、健康福祉会館等を拠点として、町民の自主的な心と体の健康づくり活動を推進するための総合的な支援体制を整備する。</p> <p>また、予防接種や感染症予防対策、生活習慣病予防事業を推進し、保健予防活動の充実を図る。</p> <p>オ 医療</p> <p>本町では、診療所の開設や陸上自衛隊富士病院、御殿場市救急医療センターにより一般医療、休日医療とも充実してきている。今後もかかりつけ医制度の啓発とともに、予防・治療、リハビリテーションに至るまでの総合的医療サービス体制の確立や救急医療体制の充実等を推進する。</p> <p>カ 公害防止</p> <p>先端技術の進出などにともない、工場の公害発生は少ないが、東名高速道路などによる騒音や堆肥による悪臭に対する意見が寄せられている。</p> <p>今後、騒音については、防音壁の設置や道路の改良舗装等の施策を講ずるほか、企業立地や道路新設に対して事前指導の強化や監視体制の確立に努める。</p> <p>また、堆肥の悪臭については、野積み禁止の徹底や散布後に早めの覆土や攪拌に努めていく。</p> |

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) |
|--|---|
| <p>(3) 利便性</p> <p>ア 交通</p> <p>本町の道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道 246 号の他、国道 138 号、東富士五湖道路や県道 8 路線などを主要幹線とし、これら幹線に連絡する主要町道によって構成されている。令和元年 3 月に東名高速道路足柄 SA のスマート IC が開通、さらに、令和 9 年度には新東名高速道路（仮称）小山 PA スマート IC が開通予定となっており、利便性の向上が期待される。</p> <p>また、本町には、鉄道、高速バス、路線バス、コミュニティバス、富士登山バス、ハイキングバス等、様々な公共交通があるものの、人口減少の影響から利用者数は減少傾向にあり、その維持・継続が非常に難しい状況となっている。そのような状況のなか、既存のコミュニティバスをリニューアルし、令和 2 年 4 月よりデマンドバスの運行を開始している。鉄道については、足柄駅の新駅舎と足柄支所が一体となった「足柄駅前交流センター」が開所するなど交流拠点の整備が進み、新しい人の流れが生まれている。</p> <p>今後は新東名高速道路の側道や小山 PA への接続道等を整備し、一層の利便性の向上を図っていくほか、企業誘致・定住促進や観光拠点整備の動向も踏まえて公共交通網の形成に取り組む。</p> <p>イ 通信</p> <p>近年の高度情報化社会の進展やコンピュータ等の急速な普及は、産業経済及び町民の生活にも大きな影響を与えている。本町でも光ファイバーによるインターネット通信が利用可能となっており、今後町の情報発信等にも活用していく。広報紙、無線放送、ホームページ、SNS（LINE、Facebook、YouTube、X、Instagram 等）などの充実を図り、町民が情報を確実に収集できるように取り組む。</p> <p>また農業においても、インターネットに代表される情報技術を積極的に活用し、販路の拡大や都市との交流等を推進していく。シティプロモーション指針に基づき、町内外の人々に広く小山町の情報発信を行うとともに、これまでの既定路線に捉われない新たなイメージアップ戦略について、研究・検討を進める。</p> <p>(4) 快適性</p> <p>ア 農村公園</p> <p>子供たちから高齢者までが安心して楽しめる、身近な交流の場として農村公園をはじめ、野外レクリエーションやスポーツを楽しめる公園、町の観光拠点としての公園など、多様化する町民のニーズを反映させた新規公園事業の展開や、維持管理体制の充実および老朽化対策・長寿命化対策を講じる。</p> <p>また、整備にあたっては、地域の個性や特性、環境に配慮しながら、住民参加の施設づくりを推進し、周囲の環境や防災面などを考慮した手法を取り入れ、機能や公園環境の向上を図る。</p> <p>イ 高齢者福祉</p> <p>高齢化社会の進展に対応した総合的な保健福祉施策を確立するため、「小山町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、身近な地域において適切なサービスの提供を図っていく。</p> <p>また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活をおくれるように、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進し、「小山町高齢者保健事業実施基本方針」に基づく保健事業の実施や、重層的な支援体制の整備を図る。</p> <p>ウ 子育て支援</p> <p>家族形態の多様化や、地域社会の変化、就労環境の変化等により、子どもとその家庭を取り巻く環境が大きく変化している。今後も「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保育ニーズに対応した保育体制の充実を図るとともに、親が子どもを育てる「子育て」に加え、子ども自らの力で、すくすく育ていく「子育てち」というそれぞれの視点で、事業者、関係団体等多様な主体と連携しながら、地域が一体となって、子</p> | <p>(3) 利便性</p> <p>ア 交通</p> <p>本町の道路網は、東名高速道路と、それに平行して走る国道 246 号の他、国道 138 号、東富士五湖道路や県道 8 路線などを主要幹線とし、これら幹線に連絡する主要町道によって構成されている。令和元年 3 月から東名高速道路足柄 SA のスマート IC も開通しており、利便性が向上している。今後は新東名高速道路の側道や小山 PA への接続道等を整備し、一層の利便性の向上を図っていく。</p> <p>イ 通信</p> <p>近年の高度情報化社会の進展やコンピュータ等の急速な普及は、産業経済及び町民の生活にも大きな影響を与えている。本町でも光ファイバーによるインターネット通信が利用可能となっており、今後町の情報発信等にも活用していく。</p> <p>また農業においても、インターネットに代表される情報技術を積極的に活用し、販路の拡大や都市との交流等を推進していく。</p> <p>(4) 快適性</p> <p>ア 農村公園</p> <p>子供たちから高齢者までが安心して楽しめる、身近な交流の場として農村公園をはじめ、野外レクリエーションやスポーツを楽しめる公園、町の観光拠点としての公園など、多様化する町民のニーズを反映させた新規公園事業の展開や、維持管理体制の充実を図る。</p> <p>また、整備にあたっては、地域の個性や特性、環境に配慮しながら、住民参加の施設づくりを推進する。</p> <p>イ 老人福祉</p> <p>高齢化社会の進展に対応した総合的な保健福祉施策を確立するため、平成 12 年度に策定された松崎町地域福祉計画に基づき、介護保険制度の施行に伴う介護予防事業と生活支援事業を実施し、従来のサービス供給体制に在宅介護支援センターを加えた新たなサービス展開を図っていく。</p> <p>また、在宅サービスの拠点である在宅介護支援センターとの連携を強化し、利用者の状況把握に務め、サービスの向上を図る。さらに、高齢者が能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の福祉施設の充実を図る。</p> <p>ウ 託児</p> <p>核家族化の進行や共働き世帯の増加など、子供や家庭を取り巻く環境が大きく変化している。今後も「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保育ニーズに対応した保育体制の充実を図るとともに、家庭や地域との連携を推進し、子育てのしやすい環境づくりに努める。</p> |

変更案

変更前（現在）

もの最善の利益が実現される社会を目指す。

エ コミュニティ活動

近年の人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの衰退、地方分権の進展といった社会環境の変化の中で、町民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚することが大切になっている。今後は、コミュニティ施設や農村公園など町民だれもが気軽に参加できる活動の場と交流の機会づくりのほか、ホームページや広報誌などの充実を図り、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの活性化を目指す。

(5) 文化性

ア スポーツ活動

近年、余暇時間の増大や健康に対する意識の高まりなどを背景に、スポーツニーズが高まる中、生きがいと生活の向上につながる多様なスポーツ・レクリエーション活動が求められている。令和3年3月に「小山町スポーツ振興条例」を制定、この条例に基づき令和4年3月に「小山町スポーツ振興基本計画」を策定した。

今後も、町民の誰もが運動習慣を身に付け、心身ともに健康になり、さらにスポーツ活動が地域の一体感や活力の向上につながっていくことを目指し、身近な場所で気軽にスポーツを楽しめる環境づくり、選手・団体、指導者の育成などスポーツを支える活動を支援する。また、スポーツによる交流人口拡大に向けたスポーツツーリズムを推進する。

イ 芸術・文化

余暇時間の増大等を背景に、町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲は日増しに高まっている。今後も、鑑賞・体験・発表機会の提供と充実を図るとともに、各地域で行う文化活動を支援するほか、町内の貴重な文化財の保全・活用に努める。また、小山町文化芸術振興条例に基づき、文化芸術を身近に感じるまちづくりを行う。

2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------|-------|------|----|
| 該当なし | | | | |

(注) 生活環境施設整備計画図（別図）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

自然保護を基本として、町民の憩いの場や学習の場として、森林の持つ多面的機能を活用するとともに、林産材を使った特産品の開発など地域に開かれた林業の振興に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

エ コミュニティ活動

近年の核家族化の進行、価値観の多様化などに伴い、町民の連帯感が希薄化しているところがある。今後は、コミュニティ施設や農村公園など町民だれもが気軽に参加できる活動の場と交流の機会づくりのほか、ホームページや広報誌などの充実を図り、連帯感や郷土愛にあふれた地域コミュニティの育成を目指す。

(5) 文化性

ア スポーツ活動

近年、余暇時間の増大や健康に対する意識の高まりなどを背景に、スポーツニーズが高まる中、生きがいと生活の向上につながる多様なスポーツ・レクリエーション活動が求められている。平成30年からクアオルト健康ウォーキングも開催しており、今後も、町民一人1スポーツを目指し、だれでもいつでも気軽に生涯とおしてスポーツ・レクリエーション活動が楽しめるよう、施設の整備・充実、指導者や団体の育成、プログラムの開発、充実等を推進する。

イ 芸術・文化

余暇時間の増大等を背景に、生きがいやうらおいなど心の豊かさが求められている中、町民の芸術文化活動に対する関心や参加意欲は日増しに高まっている。

また、本町の一部である富士山が平成25年6月26日に世界文化遺産に登録された。今後は登山客、観光客の増加が予想されており、富士山ビジターセンターサテライト施設の設置や、富士山周辺の環境保全、富士山の歴史・文化の継承等を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

| 施設の種類 | 位置及び規模 | 利用の範囲 | 対図番号 | 備考 |
|-------|--------|-------|------|----|
| 該当なし | | | | |

(注) 生活環境施設整備計画図（別図）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

自然保護を基本として、町民の憩いの場や学習の場として、森林の持つ多面的機能を活用するとともに、林産材を使った特産品の開発など地域に開かれた林業の振興に努める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第10 付図（別添）

| 変 更 案 | 変 更 前 （ 現 在 ） |
|--|---|
| <p>1 土地利用計画図（付図1号）</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）</p> <p>3 農用地等保全整備計画図（付図3号）</p> <p>4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）</p> <p>5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし</p> <p>6 農業従事者就業促進施設整備計画図（付図6号）</p> <p>7 生活環境施設整備計画図（付図7号） 該当なし</p> | <p>1 土地利用計画図（付図1号）</p> <p>2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）</p> <p>3 農用地等保全整備計画図（付図3号）</p> <p>4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）</p> <p>5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号） 該当なし</p> <p>6 生活環境施設整備計画図（付図6号）</p> |

別記 土地利用計画

| 変 更 案 | 変 更 前 (現 在) | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|------|---------------|---------|---------------|---------------|-------------|--|-----|------|---------------|---------|---------------|---------------|-------------|
| <p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし</p> <p>(2) 用途区分</p> <p>下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区名</th> <th style="text-align: center;">用途区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区 (北郷地区)</td> <td rowspan="2">農 地：全区域</td> </tr> <tr> <td>B地区 (足柄地区)</td> </tr> <tr> <td>C地区 (小山地区)</td> <td>農業用施設用地：全区域</td> </tr> </tbody> </table> | 地区名 | 用途区分 | A地区 (北郷地区) | 農 地：全区域 | B地区 (足柄地区) | C地区 (小山地区) | 農業用施設用地：全区域 | <p>(1) 農用地区域</p> <p>ア 現況農用地等に係る農用地区域 別冊農用地区域地番一覧表に掲げている地番に当たる土地を農用地区域とする。</p> <p>イ 現況森林、原野等に係る農用地区域 該当なし</p> <p>(2) 用途区分</p> <p>下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区名</th> <th style="text-align: center;">用途区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A地区 (北郷地区)</td> <td rowspan="2">農 地：全区域</td> </tr> <tr> <td>B地区 (足柄地区)</td> </tr> <tr> <td>C地区 (小山地区)</td> <td>農業用施設用地：全区域</td> </tr> </tbody> </table> | 地区名 | 用途区分 | A地区 (北郷地区) | 農 地：全区域 | B地区 (足柄地区) | C地区 (小山地区) | 農業用施設用地：全区域 |
| 地区名 | 用途区分 | | | | | | | | | | | | | | |
| A地区 (北郷地区) | 農 地：全区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| B地区 (足柄地区) | | | | | | | | | | | | | | | |
| C地区 (小山地区) | 農業用施設用地：全区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区名 | 用途区分 | | | | | | | | | | | | | | |
| A地区 (北郷地区) | 農 地：全区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| B地区 (足柄地区) | | | | | | | | | | | | | | | |
| C地区 (小山地区) | 農業用施設用地：全区域 | | | | | | | | | | | | | | |